

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月21日
【会社名】	株式会社モブキャスト
【英訳名】	mobcast inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪 考樹
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番33号
【電話番号】	03-5715-1521
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 清田 卓生
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番33号
【電話番号】	03-5715-1523
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 清田 卓生
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 238,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 270,800,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 64,000,000円 （注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有 価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	350,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。

（注）1．平成24年5月21日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成24年6月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に、平成24年5月21日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式80,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成24年6月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成24年6月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	350,000	238,000,000	128,800,000
計（総発行株式）	350,000	238,000,000	128,800,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成24年6月5日開催の取締役会決議に基づき、平成24年6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（800円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は280,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成24年 6月18日(月) 至 平成24年 6月21日(木)	未定 (注) 4 .	平成24年 6月25日(月)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成24年 6月 5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年 6月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成24年 6月 5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成24年 6月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成24年 5月21日開催の取締役会において、平成24年 6月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成24年 6月26日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成24年 6月 7日から平成24年 6月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店	東京都港区港南二丁目16番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成24年6月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5番2号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	-	350,000	-

(注) 1. 平成24年6月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成24年6月14日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
257,600,000	5,000,000	252,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(800円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額252,600千円については、モバイルプラットフォーム事業(注)に係る開発者を中心とする人材関連費150,000千円及び新規顧客獲得のための販売費102,600千円に、それぞれ充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期については、下記のとおりであります。

なお、上記調達金額は、具体的な資金使途充当期が到来するまでの間、預金など安定性の高い金融商品で運用していく方針であります。

(注) 当社は、自社でエンターテインメントプラットフォーム「mobcast」を運営しており、その上でソーシャルゲームサービスとソーシャルメディアサービスの2サービスを提供しております。当該プラットフォームの運営を、モバイルプラットフォーム事業と称しております。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
モバイルプラットフォーム事業に係る開発者を中心とする人材関連費		
ソーシャルゲーム開発における人件費(給料及び法定福利費)	62,000	平成24年12月期
ソーシャルゲーム開発に係る人員の採用費	38,000	平成25年12月期
	50,000	平成24年12月期
モバイルプラットフォーム事業に係る新規顧客獲得のための販売費		
テレビCM及びインターネット広告に係る広告宣伝費	100,000	平成24年12月期
	2,600	平成25年12月期

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成24年6月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	338,500	270,800,000	大阪府豊中市 岡本 美香 100,000株 東京都港区 藪 考樹 55,000株 京都府向日市 高森 武子 54,500株 東京都中央区日本橋一丁目7番17号 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合 50,000株 東京都世田谷区 頼定 誠 30,000株 神奈川県横浜市港北区 前川 昌之 20,000株 神奈川県川崎市中原区今井仲町367番地 有限会社イーアイエフ 15,000株 神奈川県川崎市幸区 石井 武 12,000株 東京都中央区 佐藤 崇 2,000株
計(総売出株式)	-	338,500	270,800,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。

4．売出数等については今後変更される可能性があります。

5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。

6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成24年 6月18日(月) 至 平成24年 6月21日(木)	100	未定 (注)2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成24年6月14日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	80,000	64,000,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社
計(総売出株式)	-	80,000	64,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式80,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成24年6月26日から平成24年7月17日までの期間、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（800円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成24年 6月18日(月) 至 平成24年 6月21日(木)	100	未定 (注)1.	三菱UFJモ ルガン・スタ ンレー証券株 式会社の本店 及び全国各支 店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成24年6月26日（火））の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**1．東京証券取引所マザーズへの上場について**

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藪考樹（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式80,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 80,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成24年7月24日（火）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成24年6月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成24年6月14日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成24年6月26日から平成24年7月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である藪考樹、頼定誠、前川昌之、石井武及び佐藤崇並びに当社株主である株式会社ビットアイル、清田卓生、ハクバ写真産業株式会社、海老根智仁、高森浩一、株式会社アドウェイズ、南英幸、谷本勲、和智信治、寺田保信及び三村昌裕は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成24年12月22日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成24年5月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1. 事業の概況」～「3. 主要な経営指標等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

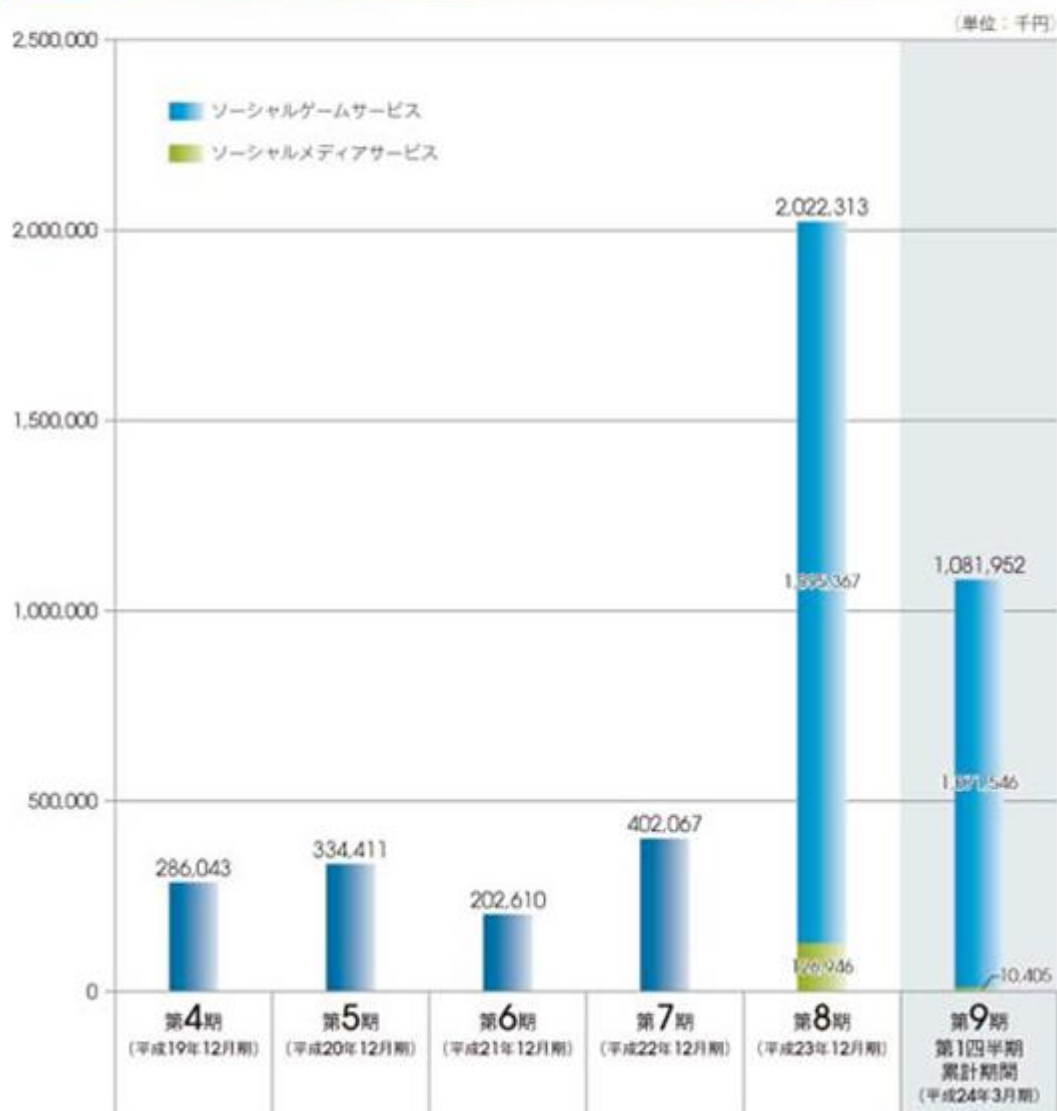
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社は、モバイルプラットフォーム事業を展開しており、モバイル・ネットワーク上でソーシャルゲームサービスとソーシャルメディアサービスをユーザーに提供しております。

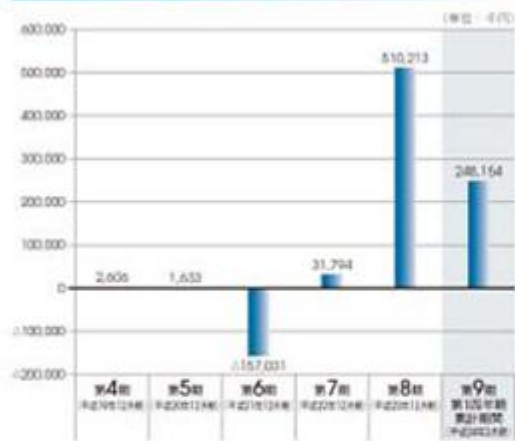
当社のミッションは、エンターテインメントコンテンツを通じて、世界中の人々の毎日をちょっぴり楽しくするであります。

売上高

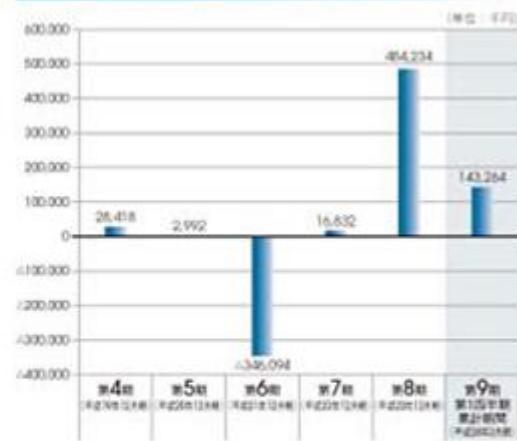


(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

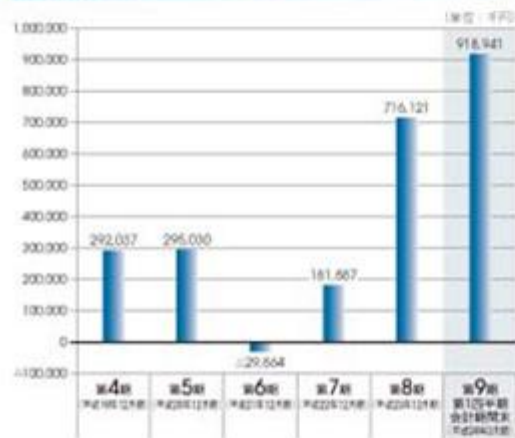
経常利益又は経常損失(△)



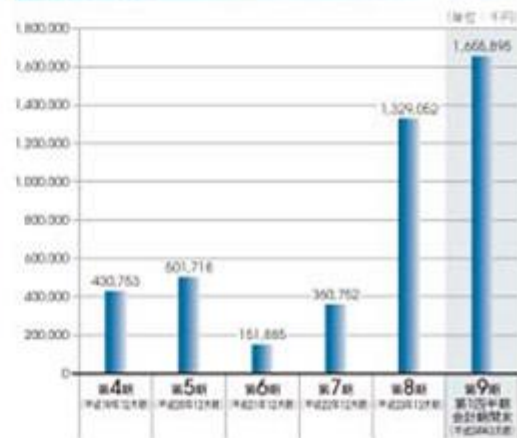
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



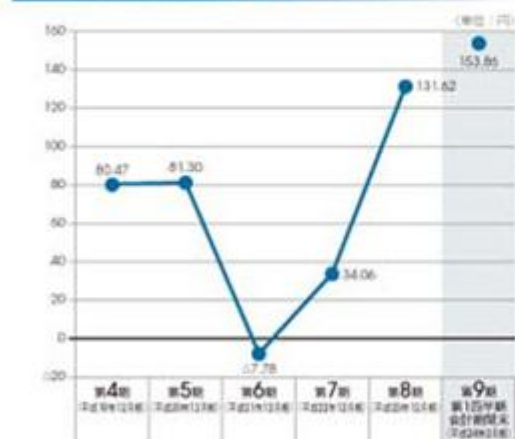
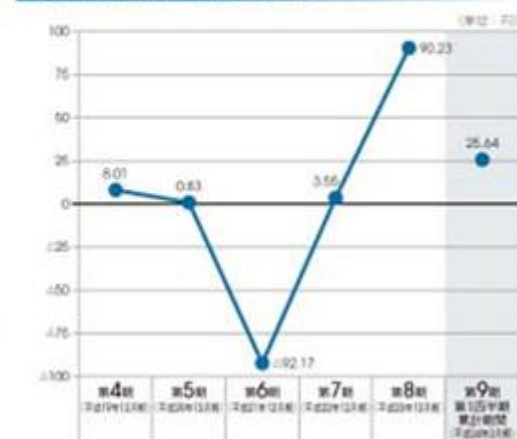
純資産額



総資産額



1株当たり純資産額

1株当たり当期(四半期)純利益金額
又は1株当たり当期純損失金額(△)

(注) 当社は、平成24年3月8日付で、株式1株につき500株の株式分割を実施しております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフでは、当該株式分割を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

2 事業の内容

■モバイルプラットフォーム事業

当社は、モバイルプラットフォーム事業を展開し、ソーシャルメディア「mobcast（モブキャスト）」の運営を行っております。当社は、「mobcast」を通じて、ユーザーにソーシャルゲームサービスとソーシャルメディアサービスを提供しております。



◆ソーシャルゲームサービス

「mobcast」上で提供する、スポーツに特化したソーシャルゲームの企画、開発、運営を行っております。平成22年2月に、ソーシャルゲーム第一弾として「Webサッカー」のサービスを提供し、その後、プロ野球オンラインカードゲーム「モバプロ」、競馬オンラインカードゲーム「モバダビ」をリリースしております。

日常の隙間時間をちょっぴり楽しい余暇に変えるソーシャルゲームを提供しております。

今後は他のアプリケーション・プロバイダーにプラットフォームを解放（オープン化）することや、海外を含めたライセンス提供にも取り組んでまいります。

◆ソーシャルメディアサービス

「mobcast」上において、メルマガやミニメール、掲示板、ニュース配信などのSNS（ソーシャルネットワークサービス）機能の他に、スポーツ予想コンテンツ、スポーツ実況コンテンツなどのスポーツ系コンテンツを提供し、ユーザー間の活発なコミュニケーションを促すソーシャルメディアを提供しております。なお、SNSとは、インターネット上のコミュニティ型サービスであります。

「mobcast」の特徴は、スポーツ系コンテンツに特化していることで、会員はスポーツという普遍的なテーマを共通言語として、ゲームやSNS機能、その他コンテンツを通して、新たなコミュニティの形成や友人間の相互理解を深めることが可能となっております。

(特徴と強み)

●プラットフォーム

当社は、自社で運営するプラットフォーム上でソーシャルサービスを展開しております。他社プラットフォームで展開する場合に比べて、利益率が高くなる点や、詳細な分析数値をリアルタイムで把握できる点、自社で広告宣伝等を自由に決定できる点などの利点があります。

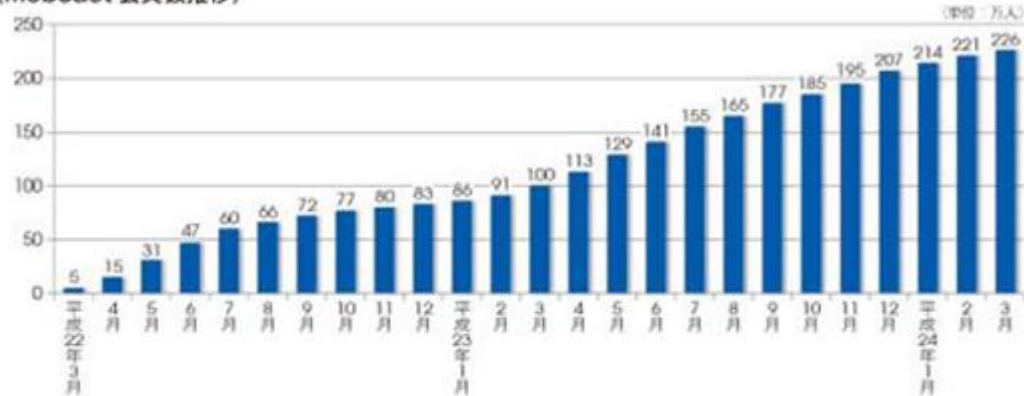
●スポーツに特化

当社は、スポーツに特化したゲームやメディアサービスを展開しております。これにより、ターゲットを絞った効果的なマーケティングができる点、日々新たなニュースや話題によってコミュニティが活性化する点、ルールが万国共通なため将来的に海外展開がやりやすくなる点などの利点があります。

●ゲーム開発力

当社の開発チームには、コンソールやモバイルでゲームを開発してきた人材が多数在籍しております。自社開発のソーシャルゲームには、これらの経験やノウハウが活かされており、高いゲーム性を有しております。

(mobcast 会員数推移)



(収益構成)

当社のモバイルプラットフォーム事業の売上は、主に有料課金収入と広告メディア収入で構成されております。

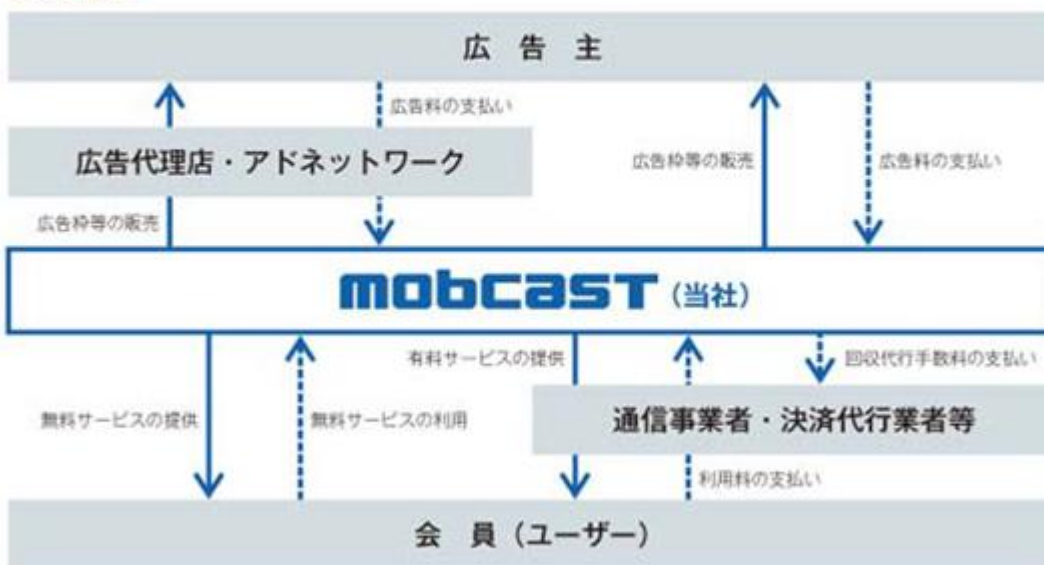
①有料課金収入

当社は、ソーシャルゲームサービスとソーシャルメディアサービスを運営しており、両サービスは、基本的に無料で利用可能なサービスとなっておりますが、一部の商品や、情報等の取得やサービスの利用に関する高い利便性、ゲーム内各種アイテムの利用を望む会員の要望に応えるために、一部機能を有料サービスとして提供しております。有料サービスの支払い方法は、通信事業者による通信料の支払いと併せて支払う形や、コンビニエンスストア等でプリペイドカードを購入して支払う形、クレジットカードで支払う形など、ユーザーの利便性に応じるために、多岐にわたっております。

②広告メディア収入

当社は「mobcast」をソーシャルメディアとしての広告媒体と位置付け、主に広告代理店やメディアレップ、アドネットワーク等を介して、インターネット広告の販売を行っております。広告主のウェブサイトへリンクを貼るバナー広告や成功報酬型広告（アフェリエイト）、ゲーム上で広告主との共同企画を展開するタイアップ広告等の販売を行っております。

事業系統図



■当社が提供する主なソーシャルゲーム

◆モバプロ

【モバプロ】は、プレイヤーがプロ野球チームのオーナーとなり、3種類のカード（選手カード、監督カード、チームオーダーカード）を集め、自分だけの最強チームを作り上げて、日本一を目指すソーシャルゲームです。選手カードのトレードやオープン戦など友人と楽しむソーシャル機能も充実しています。試合は自動で行われ、ユーザーは試合経過や結果を見ながら、選手、監督、チームオーダーを自由に編成して、チームを強化し、次の試合に臨みます。

【モバプロ】では、最適なオーダーやポジションが異なる選手カードをチームオーダーに当てはめることで最強のチームを作ります。選手カードを強化することはできず、1シーズンごとに能力も変化するため、強力なカードを集めればいいだけのカードゲームではなく、獲得した選手をどのチームオーダーにどう当てはめて戦うかといった戦略性が必要であり、ユーザーは深いゲーム性を体感でき、飽きずに長く楽しめるゲームとなっております。

【モバプロ】には、田中将大選手、阿部慎之助選手、内川聖一選手、金本知憲選手、斎藤佑樹選手などプロ野球全12球団の現役選手・現役監督のみならず、長嶋茂雄選手、江夏豊選手、張本勲選手、東尾修選手、桑田真澄選手など往年の名選手らがすべて実名・実写で登場します。ユーザーは好きな選手のカードをコレクションして楽しむことも可能となっております。

現役対OBの対決や、チームメイト同士の戦いなど、白熱した夢の対戦が展開されます。また、試合は自動で行われ、試合の詳細はリアルな実況で再現されます。実際のプロ野球を観戦しているかのような臨場感が楽しめます。



◆モバダビ

【モバダビ】は、プレイヤーがオーナーブリーダー（馬主兼生産者）となり、最強の競走馬育成と日本一の馬主を目指すカード型ソーシャルゲームです。

【モバダビ】は、育成要素である強化（合成）システムを取り入れた本格派カードゲームとなっております。プレイヤーは、種牡馬（父馬）カードと繁殖牝馬（母馬）カードを配合し、自分だけの競走馬を育て、他のユーザーが育成した競走馬と熱いレースを繰り広げ、最強の競走馬の育成と日本一を目指します。種牡馬カード、繁殖牝馬カードには、競馬ファンでなくとも知っている名馬が登場します。牡馬三冠馬と牝馬三冠馬の掛け合わせなど、名馬同士の夢の配合を実現できます。

また、競走馬の育成に当たっては、実際の競馬における競走馬管理と同様に、調教師・調教助手・厩務員の三者からなる調教チームを結成することで、育成と能力向上が図られます。調教師・調教助手・厩務員の組み合わせ次第で、競走馬の能力の向上具合が変化するため、プレイヤーは育成する競走馬の素質、各人物の特徴を見極め適切な組み合わせを考える必要があります。そのため、【モバダビ】ではシンプルながら奥深いゲームシステムとなっております。

コミュニケーション要素として、他のユーザーとのカードトレード機能や、他のユーザーとサークルを作るなどのソーシャル機能も充実しております。



■サービスの安全性と健全性強化への取り組み

当社は、ユーザーが安心して利用できるサービスの提供が、信頼性の向上に繋がり、事業の持続的発展に寄与するものと認識しております。当社は、青少年保護、健全性維持・向上のために、下記のような取り組みを実施しております。

システムによる対応

- NGワード……………悪質性が高いと思われる単語は使用できません。
- ミニメール利用制限……………未成年のユーザーは未成年同士としかミニメールができません。

投稿監視システム

24時間365日、投稿内容の確認を実施しております。

RMT（リアルマネートレード）の禁止・対策

RMTは禁止とし、オークションサイトなどを定期的を確認し、不適切な出品や入札があった場合には速やかに対応を行っております。

ブラックリスト

迷惑行為の被害にあったユーザーが、加害ユーザーをブラックリストに登録できる機能を提供し、迷惑行為の拡大を防止しております。

強制退会

コミュニティ内で不適切な行為・言動（反社会的行為、わいせつ・暴力的表現、出会い目的の行為、商業行為、個人情報掲載行為、荒らし行為等）があった場合、コミュニティ利用停止を行います。その他、ルール違反のユーザーに対しては、厳しく強制退会を実施しております。

課金制限

18歳以下（当社サービス登録年齢）のユーザーは、月額10,500円（税込）までしか利用できないように課金制限を設けております。また、ゲームごとに、18歳以下のユーザーは月額3,150円を超える課金ができない、等の利用制限をそれぞれ設けております。これらに加え、月の課金額が210,000円（税込）を超えた場合には、登録年齢に関係なく、警告が表示される仕組みを導入しております。

なお、未成年ユーザーが、サービス登録時の年齢を偽ったり、保護者名義の携帯電話で保護者の年齢を登録したりした場合には、当社では制限できませんので、ご家庭で利用方法等についてお話し合ってください。

安心安全委員会

健全性維持に向けた取り組みとして、定期的に「安心安全委員会」を開催し、健全性の強化や対策について議論しております。

mobcast8つのルール

サイト内に、未成年のユーザーでもわかる平易な文章で、安全な利用のための注意書きを掲載しております。

3 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第1四半期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年3月
売上高	286,043	334,411	202,610	402,067	2,022,313	1,081,952
経常利益又は経常損失(△)	2,606	1,633	△157,031	31,794	510,213	248,154
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	28,418	2,992	△346,094	16,832	484,234	143,264
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	356,875	356,875	367,475	154,995	179,995	214,525
発行済株式総数 (株)	7,258	7,258	7,682	10,682	10,882	5,972,500
純資産額	292,037	295,030	△29,864	181,887	716,121	918,941
総資産額	430,753	501,718	151,885	360,752	1,329,052	1,655,895
1株当たり純資産額 (円)	40,236.62	40,648.94	△3,887.60	17,027.50	65,807.92	153.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	4,003.20	412.32	△46,084.50	1,777.06	45,116.55	25.64
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	67.80	58.80	—	50.42	53.88	55.50
自己資本利益率 (%)	12.05	1.02	—	22.14	107.85	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	61,871	424,165	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△50,890	△102,510	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	168,419	141,865	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	193,315	656,836	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	12 (1)	18 (3)	10 (1)	20 (1)	35 (2)	— (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第7期及び第8期は関連会社が存在しないため記載しておりません。また、第4期から第6期までは、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
4. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当期純損失を計上し、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第4期、第5期、第7期、第8期及び第9期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第6期の自己資本比率及び自己資本利益率は、債務超過であるため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第4期、第5期及び第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第9期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。
9. 第9期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、1株当たり純資産額及び自己資本比率については、第9期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
10. 第9期第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の運用指針」(企業会計基準運用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、平成24年3月8日付で行った株式分割は、新章に行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を実施しております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成20年4月2日付東証上会第429号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに開けると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第1四半期
決算年月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年3月
1株当たり純資産額 (円)	80.47	81.30	△7.78	34.06	131.62	153.86
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	8.01	0.83	△92.17	3.55	90.23	25.64
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第4期 平成19年12月	第5期 平成20年12月	第6期 平成21年12月	第7期 平成22年12月	第8期 平成23年12月
売上高 (千円)	286,043	334,411	202,610	402,067	2,022,313
経常利益又は経常損失 () (千円)	2,606	1,633	157,031	31,794	510,213
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	28,418	2,992	346,094	16,832	484,234
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	356,875	356,875	367,475	154,995	179,995
発行済株式総数 (株)	7,258	7,258	7,682	10,682	10,882
純資産額 (千円)	292,037	295,030	29,864	181,887	716,121
総資産額 (千円)	430,753	501,718	151,885	360,752	1,329,052
1株当たり純資産額 (円)	40,236.62	40,648.94	3,887.60	17,027.50	65,807.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	4,003.20	412.32	46,084.50	1,777.06	45,116.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.80	58.80	-	50.42	53.88
自己資本利益率 (%)	12.05	1.02	-	22.14	107.85
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	61,871	424,165
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	50,890	102,510
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	168,419	141,865
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	-	193,315	656,836
従業員数 (人)	12	18	10	20	35
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(3)	(1)	(1)	(2)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第7期及び第8期は関連会社が存在しないため記載しておりません。

また、第4期から第6期までは、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

4. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当期純損失を計上しており、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。第4期、第5期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。

5. 第6期の自己資本比率及び自己資本利益率は、債務超過であるため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第4期、第5期及び第6期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動による

キャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人A & Aパートナーズにより監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は、平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を実施しております。

そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月2日付東証上会第428号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人A & Aパートナーズの監査を受けておりません。

		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
		平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月
1株当たり純資産額	(円)	80.47	81.30	7.78	34.06	131.62
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額	(円)	8.01	0.83	92.17	3.55	90.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-

2【沿革】

年月	事項
平成16年3月	モバイルコンテンツの企画開発を目的として、東京都港区に株式会社モバイル・ブロードキャスティング(資本金50,000千円)を設立
平成16年6月	本社を東京都目黒区に移転
平成16年12月	商号を株式会社モブキャストに変更 KDDI株式会社のEZアプリ専用ゲームサイト「100円天国」(現「ゲムッパストア」)オープン
平成17年5月	パソコン向け動画コンテンツの提供を開始
平成17年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのiアプリ専用ゲームサイト「携帯専用-mobGame-」(現「ゲムッパストア」)オープン
平成17年7月	ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社)のVアプリ(現「S!アプリ」)専用ゲームサイト「携帯専用モブゲーム」(現「ゲムッパストア」)オープン
平成17年8月	公式ゲームコンテンツを米国通信キャリア向けに提供開始
平成17年10月	ネットプレッジ株式会社(現株式会社fonfun)と提携し、公式ゲームコンテンツを中国通信キャリア向けに提供開始
平成18年7月	アプリ連動型RPGゲーム「エレオンナイト」の提供を開始
平成19年6月	日本テレビ放送網株式会社、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズと共同で「日テレ×GAME」をオープン
平成21年2月	携帯ゲーム「サルさる3」を任天堂DSに移植し発売
平成21年12月	ゲームコンテンツの企画開発に専業
平成22年2月	モバイルエンターテインメントプラットフォーム「mobcast(旧ゲムッパ(注))」サービスの提供を開始
平成22年12月	「mobcast」においてソーシャルゲーム「Webサッカー」の提供を開始
	「mobcast」においてソーシャルゲーム「モバプロ」の提供を開始 本社を東京都品川区に移転
平成23年3月	「mobcast」の会員数が100万人を突破
平成23年4月	「mobcast」のスマートフォン版(iPhone版、Android版)対応を開始
平成23年10月	「mobcast」においてソーシャルゲーム「モバダビ」の提供を開始
平成23年12月	「mobcast」の会員数が200万人を突破

(注)「ゲムッパ」は、平成23年12月に「mobcast」に名称変更しております。

3【事業の内容】

当社では、「エンターテインメントコンテンツを通じて、世界中の人々の毎日をちょっぴり楽しくする」というミッションのもと、モバイルプラットフォーム事業を展開し、ソーシャルメディア「mobcast」の運営を行っております。当社は、創業以来、様々なモバイルコンテンツの企画、開発、運営事業を推進してまいりましたが、平成22年12月期より、事業内容を当社が自社運営するソーシャルメディア「mobcast」を中心としたエンターテインメントプラットフォーム事業に集約し、ソーシャルメディアサービス及びソーシャルゲームサービスの2サービスの提供を行っております。なお、当社は単一セグメントとなっております。

(1) ソーシャルメディアサービスについて

「mobcast」というソーシャルメディアを運営し、スポーツ系コンテンツを中心にサービスを展開しております。

当プラットフォームでは、平成22年2月にソーシャルゲームの提供を開始した後、メルマガ、メール、ニュース配信等の各種機能を順次追加提供し、ユーザー間の活発なコミュニケーションを促すソーシャルメディアの運営を行っております。

ソーシャルメディア「mobcast」について

「mobcast」とは、ゲームをキラーコンテンツとしてスポーツ系を中心とした様々なモバイルコンテンツを乗せるためのソーシャルメディアであります。「mobcast」は、ユーザーが会員となることにより様々なゲームを楽しむだけでなく、ニュース等の情報を得て、会員同士のコミュニケーションや情報交換を楽しむことが出来るSNS機能を備えたプラットフォームとなっております。

「mobcast」の特徴は、スポーツ系を中心にゲームをキラーコンテンツとしている点であり、会員はスポーツという普遍的なテーマを共通言語とし、ゲームというエンタテインメントを通して、新たなコミュニティの形成や友人間での相互理解を深めることが可能となっております。

(2) ソーシャルゲームサービスについて

当社が運営するソーシャルメディア「mobcast」上で提供するソーシャルゲームの企画、開発、運営を行っております。

平成22年2月にソーシャルゲーム第一弾タイトルである「Webサッカー」のサービス提供を開始し、その後プロ野球オンラインカードゲーム「モバプロ」、競馬オンラインカードゲーム「モバダビ」をリリースしております。

(3) 特徴と強み

当社の特徴と強みは、下記のとおりであります。

プラットフォーム

当社は、自社で運営するプラットフォーム上でソーシャルサービスを展開しております。他社プラットフォームで展開する場合に比べて、利益率が高くなる点や、詳細な分析数値をリアルタイムで把握できる点、自社で広告宣伝等を自由に決定できる点などの利点があります。

スポーツに特化

当社は、スポーツに特化したゲームやメディアサービスを展開しております。これにより、ターゲットを絞った効果的なマーケティングができる点、日々新たなニュースや話題によりコミュニティが活性化する点、ルールが万国共通なため将来的に海外展開がやりやすくなる点などの利点があります。

ゲーム開発力

当社の開発チームには、コンソールやモバイルでゲームを開発してきた人材が多数在籍しております。自社開発のソーシャルゲームには、これらの経験やノウハウが活かされており、高いゲーム性を有しております。

(4) プラットフォーム「mobcast」会員数推移

年月	会員数(万人)
平成23年1月	86
平成23年2月	91
平成23年3月	100
平成23年4月	113
平成23年5月	129
平成23年6月	141
平成23年7月	155
平成23年8月	165
平成23年9月	177
平成23年10月	185
平成23年11月	195
平成23年12月	207
平成24年1月	214
平成24年2月	221
平成24年3月	226

(注) 上記会員数は、登録されている全ての会員数を記載しております。

(5) 収益構成について

当社のモバイルプラットフォーム事業の売上は、主に 有料課金収入、 広告メディア収入で構成されております。

有料課金収入

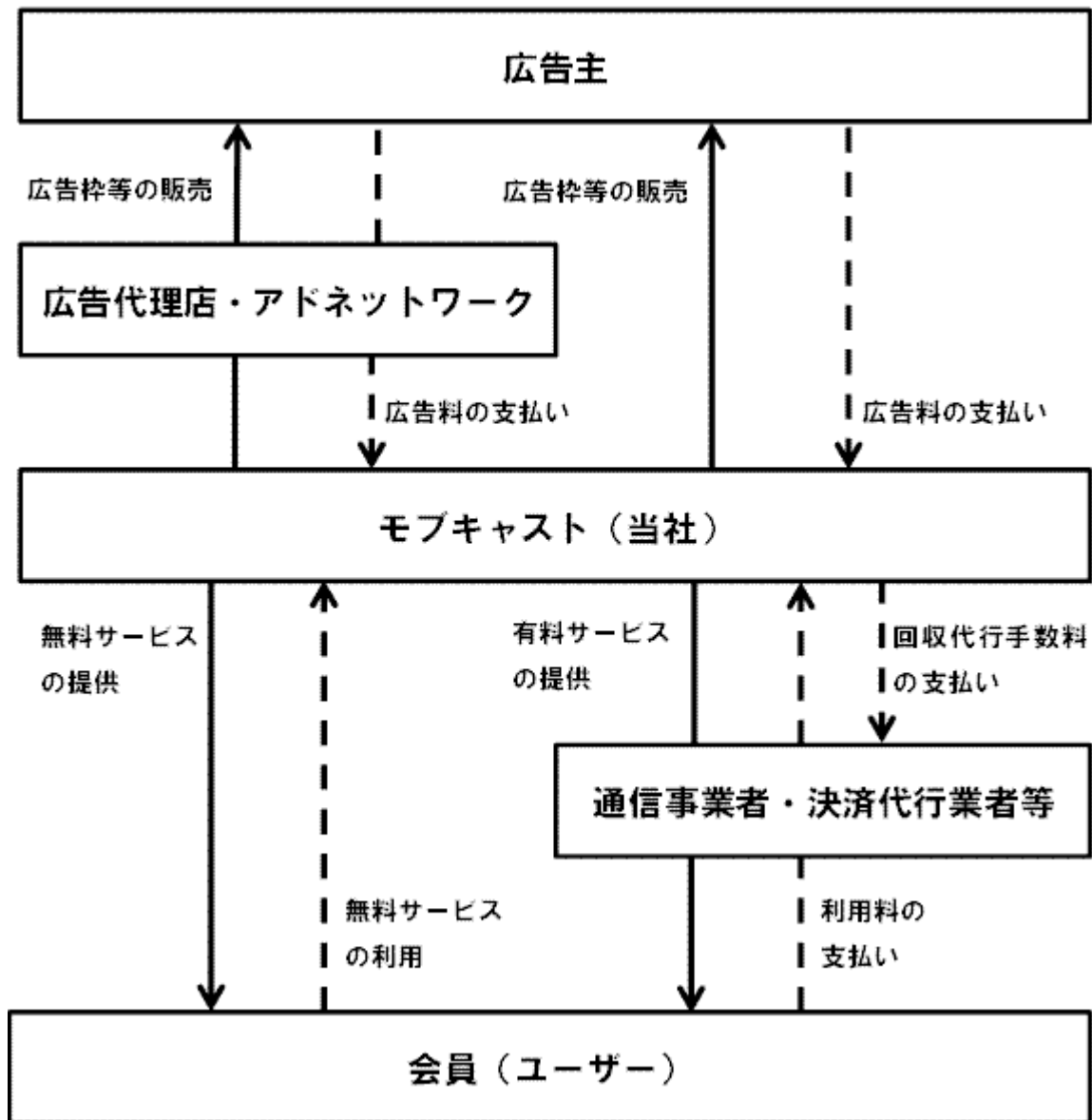
当社は、モバイルプラットフォーム事業において、ソーシャルメディアサービスとソーシャルゲームサービスの2サービスを展開しております。両サービスは、基本的に無料にて利用可能なサービスとなっておりますが、ソーシャルメディア「mobcast」内での一部の商品や、情報等の取得やサービスの利用に関する高い利便性、ゲーム内各種アイテムの利用を望む会員の要望に応えるために、一部機能を有料サービスとして提供しております。

また、当社は、ソーシャルゲームサービスのサービスとしてキャリア公式サイト向けゲーム運営サービスの提供も行っておりますが、当サービスは、原則的に有料サービスとして提供しており、サービスの利用形態も一定期間内に何度でも一定料金で利用可能な月額課金サービスやその利用量に応じてサービス利用料が増加する従量課金サービス等多岐に渡っており、サービス利用料金単価も合わせて、ユーザーの趣向に合わせた多様なサービス課金形態によるサービス提供を行っております。

広告メディア収入

当社は、ソーシャルメディア「mobcast」を広告媒体として位置付け、主に広告代理店やメディアレップ、アドネットワーク等を介してインターネット広告の販売を行っております。現在は、広告主のウェブサイトへリンクを貼るバナー広告や成功報酬型広告（アフィリエイト）、ゲーム上で広告主との共同企画を展開するタイアップ広告等の販売を行っております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
41（2）	33.1	1.6	4,492,911

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
- 3．従業員数が最近1年間において18名増加いたしました。増加の理由は主として業務拡大に伴う期中採用によるものであります。
- 4．当社の事業セグメントは、モバイルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度におけるモバイルインターネット市場は、依然成長が著しく、平成23年12月末時点で携帯電話契約数は1億2,175万件、そのうち第三世代携帯電話契約数は1億2,002万件、第四世代携帯電話契約数113万件、合計1億2,115万件に達し、全端末のうち約99.5%が高速データ通信が可能な状況にあります（電気通信事業者協会発表）。さらに、スマートフォンが急速に普及しており、平成23年度のスマートフォン出荷台数は前年比2.3倍となる1,986万台に達し、平成24年度においては2,660万台となり、モバイル端末総出荷台数の68%を占めると予測されております（株式会社MM総研予測）。

ソーシャルゲームの国内における市場規模は、平成23年には対前年プラス183.57%成長の2,570億円であり、平成24年は3,429億円となると予想されております（株式会社矢野経済研究所予測）。特にモバイルソーシャルゲーム市場は、今後もますます活況を呈してゆくものと推定しております。

このような事業環境の下、当社は、前事業年度に引き続き、自社運営ソーシャルメディア「mobcast」の機能強化とモバイルゲームの開発及び運営に経営資源を集中特化し、会員数の拡大と収益基盤の強化に取り組んでまいりました。その結果、「mobcast」のPV数が順調に増加し、ソーシャルメディアサービスの売上が増加したと共に、平成22年12月にリリースしたプロ野球カードゲーム「モバプロ」や平成23年10月にリリースしたオンライン競馬ゲーム「モバダビ」などの自社開発ソーシャルゲームの利用者数及び売上高が増加し、当事業年度の売上高は2,022,313千円（前年同期比402.98%増）、営業利益は521,097千円（前年同期比1,332.52%増）、経常利益は510,213千円（前年同期比1,504.70%増）となり、当期純利益は484,234千円（前年同期比2,776.81%増）となりました。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

当第1四半期におけるモバイルインターネット市場は、スマートフォンの急速な普及により、日常的にインターネットに接触する機会が増加し、生活インフラに近づきつつあります。

当社を取り巻く事業環境は、ソーシャルゲームの国内市場規模が引き続き拡大すると予想されております。

このような状況の下、当社は、引き続き、自社運営ソーシャルメディア「mobcast」の機能強化と、モバイルソーシャルゲームの開発及び運営に取り組むと共に、効果的なプロモーション施策を実施し、会員数の拡大と収益基盤の強化に取り組んでまいりました。自社開発のオンラインプロ野球ゲーム「モバプロ」やオンライン競馬ゲーム「モバダビ」において、順調に利用者数と売上高が増加しました。その結果、売上高は1,081,952千円、営業利益は248,899千円、経常利益は248,154千円、四半期純利益は143,264千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は656,836千円となり、前事業年度末より463,521千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動において獲得した資金は、424,165千円（前年同期比585.56%増）となりました。主な要因は、売上債権の増加489,174千円等により資金が減少したものの、税引前当期純利益452,745千円、減価償却費43,266千円、未払金の増加326,219千円等により資金が増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は、102,510千円（前年同期比101.43%増）となりました。主な要因は、ゲームコンテンツソフトウェアの開発による無形固定資産の取得による支出100,213千円であり、ます。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は、141,865千円（前年同期比15.77%減）となりました。主な要因は、短期借入金の減少9,158千円、長期借入金の返済による支出88,750千円により資金が減少したものの、長期借入金の借入れによる収入190,000千円、株式の発行による収入49,773千円により資金が増加したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第8期事業年度の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス別	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
ソーシャルメディアサービス	126,946	419.07
ソーシャルゲームサービス	1,895,367	509.82
合計	2,022,313	502.98

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ ・ティ・ドコモ	151,832	37.76	659,269	32.60	282,855	26.14
KDDI株式会社	62,435	15.53	438,821	21.70	194,993	18.02
株式会社ウェブマ ナー	39,306	9.78	280,860	13.89	129,802	12.00
株式会社アイコール	-	-	203,874	10.08	182,603	16.88
テレコムクレジット 株式会社	-	-	162,670	8.04	225,512	20.84

3【対処すべき課題】

(1) 収益基盤の強化

当社は、自社が運営するエンターテインメントプラットフォームである「mobcast」において、ゲームをキラーコンテンツとしてスポーツ系を中心としたエンタテインメント性の高いモバイルコンテンツの提供を行い、会員数の拡大を図り、収益基盤を強化してまいりました。当社が開発及び運営を進めているキラーコンテンツであるソーシャルゲームは、ゲームというエンターテインメントを通して会員がリアルな人間関係に縛られることなく新たなコミュニティを形成してゲームを楽しむことができるものとなっており、従来型のゲームに比べ会員獲得コストを抑えることが可能となるだけでなく、会員も他者とのコミュニケーションを通してより深くゲームを楽しむことが可能となっています。しかし、一方で同様のサービスを提供する事業者も多く存在し、会員が当社が運営する他のソーシャルゲームやソーシャルメディア以外に移動するというリスクを常に内在しており、この事業構造は当社の成長を不確実にする要因の一つとなります。当社では、今後の安定的な成長を実現するためには、ゲーム関連売上を中心とした安定的な収益基盤の強化が必須であると考えております。そのためには、企画・開発力強化によりゲームコンテンツを安定的に供給すること、効果的な広報・広告宣伝活動を展開しプラットフォームでありソーシャルメディアでもある「mobcast」及び「mobcast」上で提供するゲームコンテンツの知名度を向上させること、会員向けサービスの充実により会員基盤の強化を図ること等を課題としつつ、スマートフォンを代表とするデバイスの変化や技術革新への対応と海外マーケットへの展開を速やかに行っていく必要があると考えております。また、広告メディア収入に関しても、SNS機能と広告コンテンツを連動させて新しいジャンルの広告モデルの開発を行ってまいります。さらに、当社が展開している「mobcast」プラットフォームを外部企業に公開し、外部企業からコンテンツの提供を受けること（オープン化）や、当社のゲームエンジンを国外の企業にライセンス提供して当該企業が現地でゲームを開発・運営するスキーム（ライセンス供与）についても、早期に積極的に推進することで、事業基盤の強化を図ってまいります。

(2) 高機能端末への対応

スマートフォンに代表される、従来の携帯電話より高機能な情報端末の普及が進んでおり、それらの情報端末は形や大きさが異なるだけでなく、進展の早い技術革新を反映した最先端のテクノロジーを搭載した高機能情報端末へと進化しております。当社は、これらの高機能情報端末の進化への対応の準備が必要と考えており、常にこれらの情報収集を進めると共に、搭載されているテクノロジーの分析や普及の程度等を勘案し、費用対効果を見極めながら積極的に対応していく計画であります。

(3) 海外展開への対応

当社は、海外におけるインターネット市場及びソーシャルゲーム市場の拡大を見据えた準備を推進することが、今後の一層の事業拡大を目指す上で重要な要素であると認識しております。費用対効果を慎重に見極めながら、海外ユーザーによる当社サービスの利用を促進すべく、ノウハウを蓄積し、体制の整備等を図っていく計画であります。

(4) サイトの安全性及び健全性強化への対応

当社は、会員が安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社は、会員に対してゲームコンテンツや掲示板等のコミュニケーションの場を提供する立場から、会員が安心して利用できるようにサイトの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイトの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化など、健全性維持の取り組みを継続的に実施してまいります。

(5) システムの強化

当社の事業は、全てインターネット上で展開されていることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、当社では、会員数増加や会員満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要であると考えております。

(6) 組織体制の強化

当社は、今後の更なる成長を目指す上で、その時点時点において、優秀な人材の確保や人材の能力を最大限に引き出す人事制度の構築、最適な組織設計が重要な経営課題であると認識しております。そのために、経営理念に沿った人事ポリシーを構築し、最適な人員数のコントロールが可能なモニタリング制度の導入を実現し、成長フェーズに合った評価制度、人材育成制度、報酬制度を導入してまいります。また、組織設計においては、当社の事業及び戦略に応じて、常に最適な組織を模索し、役員及び従業員の自律性を高め、より階層の少ない透明性の高い組織設計を行っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1)事業に関するリスク

モバイル関連市場について

当社は、モバイルインターネット上でのサービスを中心としたモバイルプラットフォーム事業を主たる事業領域としていることから、ネットワークの拡充と高速化、低価格化、スマートフォンに代表されるデバイスの進化、多様化、それに伴う情報通信コストの低価格化等により、モバイル関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

平成23年12月末時点で携帯電話契約数は1億2,175万件、そのうち第三世代携帯電話契約数は1億2,002万件、第四世代携帯電話契約数113万件、合計1億2,115万件に達し、全端末のうち約99.5%が高速データ通信が可能な状況にあります（電気通信事業者協会発表）。さらに、スマートフォンが急速に普及しており、平成23年度のスマートフォン出荷台数は前年比2.3倍となる1,986万台に達し、平成24年度においては2,660万台となり、モバイル端末総出荷台数の68%を占めると予測されております（株式会社MM総研予測）。

ソーシャルゲーム（ 1 ）の国内における市場規模は、平成23年には対前年プラス183.57%成長の2,570億円であり、平成24年は3,429億円となると予想されております（株式会社矢野経済研究所予測）。特にモバイルソーシャルゲーム市場は、今後もますます活況を呈してゆくものと推定しております。

当社は、これらの統計に基づき、今後より安価でより快適にモバイルを利用出来る環境が整い、モバイル関連市場は拡大を続けるものと見込んでおります。ただし、今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社の予期せぬ要因によりモバイル関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- （ 1 ）ソーシャルゲームとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）（ 2 ）上で提供され、他のユーザーとコミュニケーションをとりながらプレイするオンラインゲームです。
- （ 2 ）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）とは、メールや掲示板などを活用し、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスです。

技術革新について

モバイル業界は技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて早いのが特徴であり、新たなテクノロジーを基盤としたサービスの新規参入が相次いで行われております。また、端末の技術革新も絶えず進展し、スマートフォン等の高機能なモバイルインターネット端末が登場し、普及が進んできております。当社は、このような急速に変化する環境に柔軟に対応すべく、オープンソースを含む先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積、更には高度な技能を習得した優秀な技術者の採用を積極的に推進していく方針です。

しかしながら、係る知見やノウハウの蓄積、技術者の獲得に困難が生じた場合等には、急速な技術革新に対する適切な対応が遅れる、または対応ができない可能性があります。更に、このような対応に伴ってシステム投資や人件費等の支出が拡大する可能性もあります。このような場合には、当社の技術的優位性やサービス競争力の低下を招き、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ソーシャルゲーム市場について

近年、ソーシャルゲーム市場は急拡大しており、市場は今後も成長するものと予想されておりますが、新たな法的規制が行われた場合や、データ通信料の定額制廃止など通信事業者の動向が急激に変化した場合、ユーザーの嗜好が急速に変化した場合、知的財産権等について同業他社との係争が発生した場合など、環境が大きく変化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)サービスに関するリスク

「mobcast」について

「mobcast」は、スポーツ系コンテンツを中心としたエンターテインメントプラットフォームであり、平成22年2月にサービス展開をスタートして以来、スポーツゲームである「Webサッカー」、「モバプロ」、「モバダビ」等の自社開発ソーシャルゲームが幅広い層に支持され、急速に売上が拡大してまいりました。

しかしながら、モバイルインターネットサービスについてはユーザーニーズの移り変わりや技術革新が激しく、ユーザーニーズに的確に対応したサービスの導入が、何らかの理由により困難となった場合には、ユーザーへの訴求力等が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす場合があります。

また、当社は、「mobcast」をスポーツ系コンテンツを中心としたエンターテインメントプラットフォームとしてユーザーニーズに対応した特徴のあるサービスを展開してまいりますが、成長性の高い市場領域であり、常に新しい技術やサービスが誕生することから、他社との競合が激しくなることや新規事業者の同市場への参入が予想されます。これらの競合他社の存在や出現に対し、当社が適時かつ適切な対応を取ることができなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有料課金サービスにおける特定事業者への依存について

当社モバイルプラットフォーム事業では、ユーザーへの直接課金を行う収益モデルを展開しており、その決済システムにおいて特定の事業者に依存している部分があります。特に、デジタルコンテンツ販売等の有料課金サービスでは、その決済に際して株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社等による回収代行サービスを用いております。従って、これらの事業者との取引関係において取引解消を含む何らかの変動があった場合、若しくは相手先の経営状況の悪化やシステム不良等のトラブルを含む何らかの事情により有料課金サービスの決済に支障が生じた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

少数コンテンツへの依存について

当事業年度において、当社は、売上の大半をソーシャルゲームサービスに依存しており、また、当社のソーシャルゲームサービスは少数のゲームタイトルで構成されております。当該状況に関しましては、新たなゲームコンテンツのリリース、予定している他社ゲームコンテンツの当社プラットフォームへの積載（オープン化）等によって、売上高全体が拡大し解消が進むものと予想しております。しかし、環境変化やコンテンツプロバイダの動向等の変化により、新規コンテンツのリリースやオープン化が予定通りに進まない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定契約先との契約関係について

当社のソーシャルゲームサービスの主軸であるタイトル「モバプロ」においては、社団法人日本野球機構との契約により選手や監督の写真及び名前を使用する権利許諾を受けております。現時点では同機構との契約継続に支障を来す事象は認識しておりませんが、同機構の方針変更等に伴い、契約内容の大幅な変更や契約解消等が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

オープン化について

当社は、エンターテインメントプラットフォーム「mobcast」を、より多くのユーザーに楽しんでもいただくため、ソーシャルゲームを中心にコンテンツラインナップの拡充・強化を進めております。その一環として、他社のゲームコンテンツを「mobcast」上に置いて、ユーザーに遊んでもいただけるようにする、オープン化の実施を予定しております。これにより、コンテンツの多様性が増加し、ユーザーの増加やアクティビティの増加を見込んでおります。

しかしながら、他社コンテンツが思うように集まらない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が提供するコンテンツにおいて、トラブルや障害等が発生した場合には、プラットフォームである当社の信頼性や「mobcast」ブランドが毀損する可能性があります。

(3)システムに関するリスク

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。従って、常時データバックアップやセキュリティ強化を実施しているほか、サーバそのものをセキュリティが厳しく安定的なシステム運用が可能な外部事業者が運営するデータセンターに設置する等の体制の構築に努めております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や事故、会員数及びトラフィックの急増やソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウィルスの感染など、様々な問題が発生した場合にはサービスの安定的な提供

が困難となり、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)不正行為等に関するリスク

当社は、個人情報を含む多数の顧客情報及び機密情報等を保有及び管理しております。当社は、これらの情報資産の適切な管理に最大限の注意を払っており、情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員に対し研修等を行い、情報管理の強化を図っております。

また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入防止について、体系的な対策を講じております。

しかしながら、当社が取り扱う情報について、外部からの不正アクセス、システム運用における人的過失、役職員等の故意等による顧客情報の漏洩、消失、改竄又は不正利用等が生じる可能性があります。そのような事態に適切に対応できず信用失墜又は損害賠償による損失が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)リアル・マネー・トレード（RMT）に関するリスク

当社のサービスにおいては、ゲームの楽しさを拡大する目的でゲーム内アイテムをユーザー同士で交換できる機能を搭載しております。当社と類似したサービスを提供する他社においては、一部の悪質なユーザーがアイテム等を不正に入手しオークションサイト等で譲渡するというリアル・マネー・トレード（RMT）（ ）という不正行為が発覚しており、社会問題化しております。当社のサイト内で入手できるアイテムに関しても、非常にわずかですが、オークションサイトへの出品が存在しております。当社では、RMTに関しては、ユーザー規約にて明確に禁止をうたっており、ユーザーに対して積極的に啓蒙を行うと共に、違反者に対しては利用停止や強制退会などの厳正な措置を実施するなどの対策を講じております。また、当社では、主要なオークションサイトを定期的に巡回し、当社アイテムを発見した場合には、速やかに警告を行い、サイト運営者を通じて出品を取り消すように働きかけております。

しかしながら、当社のアイテムを用いたRMTが発生・拡大した場合には、当社並びに当社サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（ ）リアル・マネー・トレード（RMT）とは、オンラインゲーム上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為を言います。

(6)サービスの安全性及び健全性に関するリスク

当社は、ユーザーが安心して利用できるサービスの提供が、信頼性の向上に繋がり、事業の持続的発展に寄与するものと認識しております。当社は、青少年保護、健全性維持・向上のために、下記のような取り組みを実施しております。

システムによる対応

- ・NGワード・・・悪質性が高いと思われる単語は使用できません
- ・ミニメール利用制限・・・未成年のユーザーは未成年同士としかミニメールができません

投稿監視システム

24時間365日、投稿内容の確認を実施しています。

RMT（リアルマネートレード）の禁止・対策

RMTは禁止とし、オークションサイトなどを定期的に確認し、不適切な出品や入札があった場合には速やかに対応を行っております。

ブラックリスト

迷惑行為の被害にあったユーザーが、加害ユーザーをブラックリストに登録できる機能を提供し、迷惑行為の拡大を防止しています。

強制退会

コミュニティ内で不適切な行為・言動（反社会的行為、わいせつ・暴力的表現、出会い目的行為、商業行為、個人情報掲載行為、荒らし行為等）があった場合、コミュニティ利用停止を行います。その他、ルール違反のユーザーに対しては、厳しく強制退会を実施しています。

課金制限

18歳以下（当社サービス登録年齢）のユーザーは、月額10,500円（税込）までの利用に制限を設けております。また、ゲームごとに、18歳以下のユーザーは月3,150円（税込）を超える課金ができない、などの利用制限をそれぞれ設けております。これらに加え、月の課金額が一定の水準を超えた場合には、登録年齢に関係なく、警告が表示される仕組みも導入しております。

安心安全委員会

健全性維持に向けた取り組みとして、定期的に「安心安全委員会」を開催し、健全性の強化や対策について議論しております。

m o b c a s t 8つのルール

サイト内に、未成年のユーザーでもわかる平易な文章で、安全な利用のための注意書きを掲載しております。これらの施策により、当社は、当社が提供するサービスの安全性及び健全性は一定程度保たれていると認識しております。

しかしながら、当社サービスにおいて何らかの問題が発生した場合には、当社が法的責任を問われる可能性があるほか、当社及び当社サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制・制度動向によるリスク

インターネットに関連する法的規制について

当社はモバイルインターネット上でのサービスを中心としたモバイルプラットフォーム事業を主たる事業領域としていることから、インターネットに関連する法的規制の遵守は経営上の重要課題であると認識しております。

当社に関連する主要な法的規制として、まず、「電気通信事業法」があります。当社は電気通信事業法の定めに従って「電気通信事業者」として届出を行っているため、通信の秘密の保護等の義務が課されております。

次に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダー責任制限法」という。）があります。当社は「プロバイダー責任制限法」の定める「特定電気通信役務提供者」に該当しているため、電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害が発生した際には、権利を侵害された者に対して損害賠償義務及び権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を負う場合があります。

また、「不正アクセス行為禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。「不正アクセス禁止法」では、他人のID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。当社は、同法において「アクセス管理者」として位置付けられており、不正アクセス行為に対する防御処置を行う努力義務が課されております。

そして、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一定の広告・宣伝メールの送信にあたっては、法定事項の表示義務等を負う場合があります。

さらに、平成21年4月1日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用出来る環境の整備等に関する法律」が施行されております。当社は同法の定める「青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者」に該当しており、青少年がインターネットを利用して有害情報の閲覧をする機会を出来るだけ少なくするための措置を講ずると共に、青少年がインターネットを適切に活用する教育的措置を講ずる責務が課されております。

上記以外にも、近年我が国においてインターネット利用に関する様々な議論がなされている状況であり、今後、社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされたり、新たな法令等の制定がなされた場合には、当社の事業が制約を受け、またはその遵守のためさらなる対応及び費用を要する可能性があります。

S N Sに関連する法的規制について

当社が運営するエンターテインメントプラットフォーム「m o b c a s t」は、会員間の健全なコミュニケーションを前提としたサービスであり、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に定義される「インターネット異性紹介事業」には該当しないものと認識しております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、または新たな法令等の制定

がなされた場合には、当社の事業が著しく制約を受ける可能性があります。

個人情報保護に関連する法的規制について

当社では、インターネットサービスの提供を通じ、利用者本人を識別することが出来る個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化し、個人情報保護規程をはじめとした個人情報管理に関連する規程や規則等を制定しております。併せて、役員及び従業員を対象とした社内教育を通じて関連ルールの存在を周知徹底し、個人情報保護に関する意識の向上を図ることで、同法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。また、技術的対応として、全ての個人情報は、サービスの提供や開発に用いるものとは物理的に異なるサーバに保管するなどの対策を講じております。当該サーバへのアクセスは、業務上必要な従業員のみがセキュリティ対策を施した専用サーバを介した場合に限り可能とするなど、厳格に制限しております。

しかしながら、個人情報が当社関係者や業務提携・委託先などの故意または過失により外部に流出したり、悪用される事態が発生した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社並びに当社サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ソーシャルゲームの仕様に関連する法的規制について

当社が提供するソーシャルゲームサービスに関しては、上記(5)記載のRMTや、(6)に記載しております健全性や青少年保護、過度な射幸心などについて一部のメディアから問題が提起されております。また、「コンプリートガチャ」(1)と呼ばれる課金方法が不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に違反する可能性があり、それを踏まえた対応を検討中である旨が消費者庁より示されております。当社が提供するソーシャルゲームには「コンプリートガチャ」を導入していないため、「コンプリートガチャ」に対して法的規制や行政指導等が行われても直接的な影響はありません。その他の問題についても、現時点では明確に法令等に違反するものではなく、サービスを提供する企業それぞれもしくは業界団体が自主的に対処・対応し、業界の健全性・発展性を損なうことがないように努力をしていくべきと当社は考えております。しかしながら、これらの問題に対して、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社の事業が著しく制約を受ける可能性があります。

- (1) コンプリートガチャ(コンプガチャ)とは、ガチャ(2)の一種で、ランダムに入手するアイテムやカードを一定枚数揃える(コンプリート)ことで稀少なアイテムやカードを入手できるシステムを言います。
- (2) ガチャとは、アイテムやカードを指定して入手するのではなく、ランダムで入手するシステムを言います。

(8)事業体制に関するリスク

当社は、モバイルプラットフォーム事業に専念し、急速に事業規模を拡大しております。当社は、この事業規模の拡大に合わせ、またこの成長を維持させるために、優秀な人材を幅広く採用し、それぞれ人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる最適な組織体制を適時構築し見直しを行うと共に公平かつ効果的な評価制度や人材育成制度、報酬制度を構築・運用することが必要と考えております。

しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保が計画通り進まなかった場合や評価制度、育成制度が効果的に機能しなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9)組織体制に関するリスク

当社の組織体制は、小規模であり、業務執行体制もそれに準じたものになっております。当社は、今後の事業展開に応じて、採用・教育等によって業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、人材の確保が思うように進まない等の場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、今後の事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)自然災害等に関するリスク

当社は本社以外の事業所は保有していないため、本社において、地震・台風等の自然災害やその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。こうした事態が発生した場合に備え、事業継続プランを検討しており、状況に応じ事前の対策を実施する所存ではありますが、災害等による物的・人的被害が予想を大きく超える規模になった場合には、事業の継続が困難になる可能性があります。

(11) 配当政策に関するリスク

当社は設立以来、当期純利益を計上した場合においても、財務基盤を強固にすること、積極的な事業展開を行っていくことが重要であると考え、配当を実施しておりません。一方で、株主への利益還元につきましては、重要な経営課題であると認識しており、将来の事業展開と経営の体質強化のための内部留保を確保しつつ、剰余金の配当を検討する考えであります。

しかしながら、現時点での配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権(以下「ストック・オプション」という。)を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は396,500株であり、発行済株式総数5,972,500株の6.65%に相当しております。

(13) 資金使途に関するリスク

今回の上場により調達する資金はモバイルプラットフォーム事業にかかる開発者を中心とする人材の採用関連費及び人件費、サービスにかかる広告宣伝費、サーバ及びネットワーク機器等の増設費等に充当する予定であります。しかしながら、今後の急速に変化する経営環境へ柔軟に対応していくため、現時点の資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

5【経営上の重要な契約等】

当社が許諾を得ている契約

相手方の名称	許諾内容	契約締結日	契約内容	契約期間
社団法人日本野球機構	球団名、球団マーク等	平成24年3月1日	使用許諾	平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで
株式会社セミック	O B選手の肖像等	平成24年3月1日	使用許諾	平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで

(注) 上記については、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払っております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度末の総資産は1,329,052千円となり、前事業年度末に比べ968,299千円増加いたしました。主な要因としては「現金及び預金」の増加(前事業年度比463,521千円増加)、事業規模の拡大による「売掛金」の増加(前事業年度末比489,174千円増加)等が挙げられます。

企業の安定性を示す自己資本比率は、53.88%となっております。また、支払能力を示す流動比率は、247.57%となっております。

（流動資産）

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ926,907千円増加し、1,237,744千円となりました。これは主に「現金及び預金」が前事業年度比463,521千円増加したこと、事業規模の拡大に伴い「売掛金」が前事業年度末比489,174千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当事業年度末の固定資産は、前事業年度末に比べ41,391千円増加し、91,307千円となりました。これは主に、税効果会計による「繰延税金資産」が前事業年度比46,007千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ384,567千円増加し、499,960千円となりました。これは主に、「未払金」が前事業年度比326,662千円増加したことによるものです。

（固定負債）

当事業年度末の固定負債は、前事業年度末に比べ49,498千円増加し、112,970千円となりました。これは「長期借入金」が前事業年度比49,498千円増加したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ534,234千円増加し716,121千円となりました。これは主に、第三者割当増資等に伴い「資本金」及び「資本剰余金」がそれぞれ25,000千円増加したこと、「当期純利益」の計上により「利益剰余金」が484,234千円増加したことによるものであります。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

（資産）

当第1四半期会計期間末の総資産は1,655,895千円となり、前事業年度末に比べ318,877千円増加しました。主な要因としては、「現金及び預金」が393,229千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末の負債は736,954千円となり、前事業年度末に比べ124,023千円増加しました。主な要因としては、「未払法人税等」が113,605千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末の純資産は918,941千円となり、前事業年度末に比べ202,819千円増加しました。主な要因としては、「資本金」及び「利益剰余金」がそれぞれ34,530千円、143,264千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

売上高は、自社運営プラットフォーム「m o b c a s t」の機能強化と自社運営ソーシャルゲームの開発及び運営に経営資源を集中し、経営基盤の強化を図った結果、前事業年度比402.98%増の2,022,313千円となりました。

売上原価は、前事業年度比194.44%増の623,151千円となりました。これは主に、ゲーム関連の売上高の増加に伴うものであります。

販売費及び一般管理費は、前事業年度比469.98%増の878,065千円となりました。これは主に、業容拡大に伴う人件費の増加と、「広告宣伝費」の増加等によるものであります。

営業外損益は、営業外収益が2千円、営業外費用が10,887千円となりました。営業外費用の主な要因は、「撤退事業関連損失」7,807千円、「支払利息」2,696千円であります。

特別損失は、57,468千円となりました。特別損失の主な要因は、「固定資産除却損」55,468千円であります。

第9期第1四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

当第1四半期累計期間の売上高は、1,081,952千円となりました。自社運営プラットフォーム「m o b c a s t」の機能強化と自社運営ソーシャルゲームの開発及び運営に経営資源を集中し、経営基盤の強化を図りました。

売上原価は、291,395千円となりました。主たる内容は、ソーシャルゲームの開発に係る支払手数料であります。

販売費及び一般管理費は、541,657千円となりました。主たる内容は、人件費、広告宣伝費、支払手数料及び回収代行手数料であります。

営業利益は、248,899千円となりました。

経常利益は、支払利息等を控除した結果、248,154千円となりました。

四半期純利益は、法人税等の支払い等により、143,264千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第8期事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

当事業年度における設備投資は、582千円であり、その内容は、サーバーの増強を目的としたサーバー関連備品等の購入であります。

第9期第1四半期累計期間（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）

当第1四半期累計期間における設備投資は、9,960千円であり、その内容は、オフィス増床に伴う付属設備の購入及びサーバー増設費用であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都品川区)	本社業務設備	7,048	4,284	11,332	35 (2)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、現在休止中の設備はありません。

3. 建物は、賃借中の建物に設置した建物付属設備であります。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 当第1四半期累計期間に著しい変動があった設備は、平成24年2月のオフィス増床に伴う建物付属設備の取得6,410千円(資産除去債務に対応する費用は含みません)及びサーバー増設に伴う工具、器具及び備品の取得3,550千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成24年4月30日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,750,000
計	22,750,000

(注) 平成24年2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年3月8日付で株式分割(1株を500株)に伴う定款変更が行われ、また、同日開催の定時株主総会において定款変更が決議され、発行可能株式数は、22,708,000株増加し、22,750,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,972,500	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。
計	5,972,500	-	-

(注) 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付で普通株式1株を500株に分割しております。また、同日付にて100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法もしくは会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成16年8月10日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	255	245
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	255(注1)	122,500(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000(注2)	110(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 110 資本組入額 55 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(注)3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

(注)4. 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(注)5. 平成24年3月7日付で、新株予約権10個(分割前株数10株)が行使されております。

第3回新株予約権(平成17年1月26日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	44	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44(注1)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000(注2)	-
新株予約権の行使期間	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 55,000	-
新株予約権の行使の条件	(注3)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

(注) 4. 平成24年3月7日付で、新株予約権44個(分割前株数44株)が行使されております。

第4回新株予約権(平成17年7月27日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	123	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123(注1)	5,000(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000(注2)	130(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 65,000	発行価格 130 資本組入額 130 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(注)3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

(注)4. 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(注)5. 平成24年2月29日付で、新株予約権4個(分割前株数4株)が失効しております。

(注)6. 平成24年3月7日付で、新株予約権109個(分割前株数109株)が行使されております。

第5回新株予約権(平成17年8月24日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4(注1)	2,000(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000(注2)	130(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 65,000	発行価格 130 資本組入額 130 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(注)3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

(注)4. 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第6回新株予約権(平成18年1月25日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	18	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18(注1)	9,000(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000(注2)	130(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 65,000	発行価格 130 資本組入額 130 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。	新株予約権者は新株予約権の譲渡および質入等の処分を行うことができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前の払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(注)3. 新株予約権行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することが出来るものとする。

外部協力者が新株予約権を行使する際は、当社取締役会で審議するものとする。

(注)4. 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第10回新株予約権(平成22年8月18日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	900	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900(注1)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000(注2)	-
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成28年6月30日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	-
新株予約権の行使の条件	(注3)	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(注)3. (1)新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)新株予約権者は、自己に法令内規違反行為がないにも拘わらず、業績成績を理由に会社都合により執行役員を辞任し又は退任したときで、かつ当社の取締役会で承認した場合、前号の規定に拘わらず、本件新株予約権を行使することができる。

(注)4. 平成24年3月7日付で、新株予約権900個(分割前株数900株)が行使されております。

第11回新株予約権(平成22年8月18日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	15	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15(注1)	7,500(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000(注2)	110(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成24年8月31日 至平成28年6月30日	自平成24年8月31日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 110 資本組入額 55 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(注)3. (1)新株予約権者次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)新株予約権者は、自己に法令内規違反行為がないにも拘わらず、業績成績を理由に会社都合により執行役員を辞任し又は退任したときで、かつ当社の取締役会で承認した場合、前号の規定に拘わらず、本件新株予約権を行使することができる。

- (注) 4 . 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第12回新株予約権(平成23年5月18日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	75	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75(注1)	37,500(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000(注2)	110(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成25年6月1日 至平成28年6月30日	自平成25年6月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 110 資本組入額 55 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(注)3. (1)新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)新株予約権者は、自己に法令内規違反行為がないにも拘わらず、業績成績を理由に会社都合により執行役員を辞任し又は退任したときで、かつ当社の取締役会で承認した場合、前号の規定に拘わらず、本件新株予約権を行使することができる。

- (注) 4 . 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第13回新株予約権(平成23年5月18日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注1)	5,000(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000(注2)	110(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成25年6月1日 至平成28年6月30日	自平成25年6月1日 至平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	発行価格 110 資本組入額 55 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により払込む金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(注)3. (1)新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)新株予約権者は、自己に法令内規違反行為がないにも拘わらず、業績成績を理由に会社都合により執行役員を辞任し又は退任したときで、かつ当社の取締役会で承認した場合、前号の規定に拘わらず、本件新株予約権を行使することができる。

- (注) 4 . 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第14回新株予約権(平成23年8月17日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	325	324
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	325(注1)	162,000(注1、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110,000(注2)	220(注2、4)
新株予約権の行使期間	自平成25年9月1日 至平成29年12月31日	自平成25年9月1日 至平成29年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110,000 資本組入額 55,000	発行価格 220 資本組入額 110 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が合併、募集株式の発行、株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 合併・分割・併合等の比率

(注) 2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{合併・分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式総数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 3. (1)新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、本件新株予約権割当時から権利行使時までの間に、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)前項 号の規定に拘わらず、新株予約権の割当を受けた者が取締役、監査役、従業員または外部協力者で地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の辞令、指示、命令等に基づき関連会社に転籍した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の従業員のまま定年退職した場合

新株予約権の割当を受けた者がやむを得ない当社の業務上の都合により当社を退職し、かつ取締役会が権利行使を特に承認した場合

(注) 4 . 平成24年2月15日開催の取締役会決議により、平成24年3月8日付をもって普通株式1株を500株にする株式分割を行っております。そのため、提出日の前月末現在、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は500株となります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(注) 5 . 平成24年4月30日付で、新株予約権1個(分割前株数1株)が失効しております。

第15回新株予約権(平成24年4月11日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	-	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	5,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	800(注2)
新株予約権の行使期間	-	自平成26年5月1日 至平成30年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件	-	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権発行日以降に、当社が合併、募集株式の発行、株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 合併・分割・併合等の比率

(注)2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{合併・分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式総数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注)3. (1)新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、本件新株予約権割当時から権利行使時までの間に、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)前項 号の規定に拘わらず、新株予約権の割当を受けた者が取締役、監査役、従業員または外部協力者で地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の辞令、指示、命令等に基づき関連会社に転籍した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の従業員のまま定年退職した場合

新株予約権の割当を受けた者がやむを得ない当社の業務上の都合により当社を退職し、かつ取締役会が
権利行使を特に承認した場合

第16回新株予約権(平成24年4月11日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成23年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	-	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	41,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	800(注2)
新株予約権の行使期間	-	自平成26年5月1日 至平成30年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件	-	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権発行日以降に、当社が合併、募集株式の発行、株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 合併・分割・併合等の比率

(注) 2. 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{合併・分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整するものとする(但し、1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式総数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(注) 3. (1)新株予約権者は次の各号の一つにでも該当した場合、所定の権利行使期間中といえども、本件新株予約権を行使することができない。

法令又は当社の社内規程等の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨退職の制裁を受けた場合

事由の如何を問わず、本件新株予約権割当時から権利行使時までの間に、当社の取締役、監査役、従業員又は当社の顧問、コンサルタント等の外部協力者(但し、業務委託契約等の契約が締結されている者に限る。)その他当社との雇用関係若しくは委任関係等に基づく正式な職務を辞任若しくは退任し又は解任された場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する法的・私的倒産手続を自ら申し立て若しくは第三者に申し立てられた場合又は支払不能に陥った場合

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(2)前項 号の規定に拘わらず、新株予約権の割当を受けた者が取締役、監査役、従業員または外部協力者で地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の辞令、指示、命令等に基づき関連会社に転籍した場合

新株予約権の割当を受けた者が当社の従業員のまま定年退職した場合

新株予約権の割当を受けた者がやむを得ない当社の業務上の都合により当社を退職し、かつ取締役会が
権利行使を特に承認した場合

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年2月26日(注1)	170	7,048	25,500	340,375	25,500	290,375
平成19年3月26日(注2)	-	7,048	-	340,375	264,875	25,500
平成19年4月25日(注3)	100	7,148	0	340,375	-	25,500
平成19年12月4日(注4)	110	7,258	16,500	356,875	16,500	42,000
平成21年5月29日(注5)	424	7,682	10,600	367,475	10,600	52,600
平成22年2月26日(注6)	1,100	8,782	27,500	394,975	27,500	80,100
平成22年5月31日(注7)	1,036	9,818	28,490	423,465	28,490	108,590
平成22年6月30日(注8)	220	10,038	6,050	429,515	6,050	114,640
平成22年10月15日(注9)	644	10,682	35,420	464,935	35,420	150,060
平成22年12月14日(注10)	-	10,682	309,940	154,995	150,060	-
平成23年9月30日(注11)	200	10,882	25,000	179,995	25,000	25,000
平成24年3月7日(注12)	1,063	11,945	34,530	214,525	25,025	50,025
平成24年3月8日(注13)	5,960,555	5,972,500	-	214,525	-	50,025

(注1) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：170株 発行価格：300,000円 資本組入額：150,000円

主な割当先：住友商事株式会社、他1件

(注2) 欠損てん補のため、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行っております。

減少した資本準備金の額：264,875,000円

(注3) 株式報酬型新株予約権の行使を行っております。

発行株式数：100株 行使価格：1円 資本組入額：1円

行使者 藪 考樹 100株

(注4) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：110株 発行価格：300,000円 資本組入額：150,000円

主な割当先 コンテンツ・ファーム・コントリビューション投資事業有限責任組合、他1件

(注5) 株主割当増資を行っております。

発行株式数：424株 発行価格：50,000円 資本組入額：25,000円

主な割当先 藪 考樹、高森 浩一、他2件

(注6) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：1,100株 発行価格：50,000円 資本組入額：25,000円

主な割当先 ハクバ写真産業株式会社、頼定 誠、他1名

(注7) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：1,036株 発行価格：55,000円 資本組入額：27,500円

主な割当先 株式会社ピットアイル、株式会社アドウェイズ、高森 浩一、他12件

(注8) 第三者割当増資を行っております。

発行株式数：220株 発行価格：55,000円 資本組入額：27,500円

主な割当先 藪 考樹

- (注9) 第三者割当増資を行っております。
発行株式数：644株 発行価格：110,000円 資本組入額：55,000円
主な割当先 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合、海老根 智仁、他8名
- (注10) 欠損てん補のため、資本金の額並びに資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行っております。
減少した資本金の額：309,940,000円 減少した資本準備金の額：150,060,000円
- (注11) 第三者割当増資を行っております。
発行株式数：200株 発行価格：250,000円 資本組入額：125,000円
主な割当先 株式会社博報堂、株式会社アサツーディ・ケイ
- (注12) 新株予約権の行使を行っております。
発行株式数1,063株 行使価格：55,000円、65,000円 資本組入額：27,500円、65,000円、55,000円
行使者 藪考樹500株 清田卓生400株、他6名
- (注13) 平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、1株を500株にする株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	7	9	-	-	45	61	-
所有株式数（単元）	-	-	3,000	9,600	-	-	47,125	59,725	-
所有株式数の割合（%）	-	-	5.02	16.07	-	-	78.91	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,792,500	59,725	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 5,972,500	-	-
総株主の議決権	-	59,725	-

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	平成16年8月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 2名 外部協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3. 付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものです。

第3回新株予約権

決議年月日	平成17年1月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 - 名 当社の監査役 1名 当社の従業員 - 名 外部協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2. 付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3. 付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものです。

第4回新株予約権

決議年月日	平成17年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 外部協力者 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものであります。

第5回新株予約権

決議年月日	平成17年8月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 -名 当社の監査役 -名 当社の従業員 -名 外部協力者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものであります。

第6回新株予約権

決議年月日	平成18年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 - 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものであります。

第10回新株予約権

決議年月日	平成22年8月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 2名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	平成22年 8月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 1名 当社の監査役 -名 当社の従業員 2名 外部協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年 2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年 3月 8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年 4月30日現在のものであります。

第12回新株予約権

決議年月日	平成23年 5月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 3名 当社の監査役 -名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年 2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年 3月 8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年 4月30日現在のものであります。

第13回新株予約権

決議年月日	平成23年5月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 - 名 当社の監査役 2名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものであります。

第14回新株予約権

決議年月日	平成23年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 5名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 25名 外部協力者 - 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて、1株を500株にする株式分割を行っております。

2．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

3．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものであります。

第15回新株予約権

決議年月日	平成24年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものです。

第16回新株予約権

決議年月日	平成24年4月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 25名 外部協力者 - 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．付与対象者の人数は、決議年月日から、退職等による権利喪失者の当該数を控除したものであります。

2．付与対象者の人数は、平成24年4月30日現在のものです。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針と考えておりますが、当面は、内部留保の充実を図り財務体質の強化と事業拡大のための投資等を実施し一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元策となると考えております。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案して各期の株主に対する利益還元策を決定していく予定であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができ、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	藪 考樹	昭和45年10月14日生	平成4年4月 株式会社ティーアンド シー入社 平成5年4月 東京工販株式会社入社 平成7年2月 株式会社藤和土地建物入 社 平成7年12月 株式会社ベルパーク入社 平成11年9月 同社取締役営業本部長 平成12年7月 同社常務取締役営業本部 長 平成15年1月 同社常務取締役グループ 事業統括本部担当 ジェイフォンサービス株 式会社（現 株式会社ジャ パンプロスタッフ）代表 取締役社長 平成16年3月 当社設立 代表取締役社長 （現任）	(注) 1	2,807,000
取締役	管理部 長	清田 卓生	昭和44年9月14日生	平成6年10月 中央監査法人入所 平成11年9月 日本エーエム株式会社 （現株式会社カーチス） 入社 平成13年3月 ハートアンドブレインコ ンサルティング株式会社 取締役 平成13年8月 スカイメディア株式会社 （現株式会社インクルー ズ） 取締役 平成15年4月 ハートアンドブレインイ ンベストメント株式会社 （現HBI株式会社）代表取 締役 平成16年1月 株式会社ビットアイル管 理本部長兼社長室長 株式会社NTCホールディン グス 取締役 平成16年10月 株式会社ビットアイル 取 締役(現任) 平成17年7月 HBI株式会社 取締役(現 任) 平成19年11月 株式会社テラス 取締役 平成22年8月 当社取締役(現任) 管理部長兼社長室長 平成24年2月 管理部長(現任)	(注) 1	200,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	マーケティング部長	頼定 誠	昭和43年9月28日生	平成4年4月 日本IBM株式会社入社 平成13年5月 株式会社博報堂入社 平成17年3月 早稲田大学大学院商学研究科(経営戦略)修了 平成17年10月 株式会社博報堂D Yインターソリューションズ取締役 平成18年6月 エフツーエム株式会社 取締役 平成21年8月 当社入社 ビジネス推進部長 平成21年9月 当社取締役(現任) 平成23年6月 マーケティング部長(現任)	(注) 1	200,000
取締役	ポータルプラットフォーム部長	佐藤 崇	昭和50年6月30日生	平成11年11月 Phone.com Japan K.K. (Openwave Systems Inc.) 入社 平成15年7月 ビットレイティングス株式会社(現アクセルマーク株式会社) 代表取締役 平成20年8月 同社代表取締役社長 平成22年9月 同社代表取締役会長 平成22年10月 当社入社 モバイルサービス部長 平成22年11月 当社取締役(現任) 平成23年6月 ポータルプラットフォーム部長(現任)	(注) 1	110,000
取締役	ディベロップメント・サービス部長	和智 信治	昭和47年7月21日生	平成7年4月 株式会社エニックス(現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 入社 平成20年10月 株式会社ISA0入社 平成23年4月 当社取締役(現任) モバイル開発部長 平成23年6月 ディベロップメント・サービス部長(現任)	(注) 1	37,500
取締役	リサーチ&ディベロップメント部長	石井 武	昭和46年1月25日生	平成6年4月 株式会社光荣(現株式会社コーエー) 入社 平成13年1月 株式会社カプコン 入社 平成16年1月 株式会社ゲームリパブリック 入社 平成17年8月 当社取締役(現任) 平成23年9月 社長室長 平成24年2月 リサーチ&ディベロップメント部長(現任)	(注) 1	66,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	海老根 智仁	昭和42年 8 月30日生	平成 3 年 4 月 株式会社大広入社 平成11年 9 月 株式会社オプト入社 平成13年 1 月 同社代表取締役COO 平成18年 1 月 同社代表取締役CEO 平成20年 3 月 同社代表取締役社長CEO 平成21年 3 月 同社取締役会長CSO 平成22年 1 月 同社取締役会長(現任) 平成22年 3 月 当社取締役(現任)	(注) 1	166,000
常勤監査役	-	高瀬 明	昭和28年 5 月 4 日生	昭和52年 4 月 日本火災海上保険株式会 社(現日本興亜損害保険 株式会社)入社 昭和63年 6 月 日本携帯電話株式会社入 社 平成 3 年 8 月 株式会社東京デジタルホ ン(現ソフトバンクモバイ ル株式会社)出向 平成 6 年 4 月 同社転籍 平成14年 4 月 同社業務執行役員経営企 画本部プロダクトSATリー ダー 平成15年 4 月 同社業務執行役員プロ ジェクトCOREサブリー ダー兼BPRリーダー 平成17年 4 月 同社業務執行役員MNP推進 室長 平成17年 8 月 同社業務執行役員マーケ ティング本部セールス& チャンネルストラテジ-部長 兼CRM部長 平成18年 5 月 同社業務執行役員マーケ ティング本部マーケティ ング企画統括部長 平成19年 2 月 株式会社ベルパーク入社 平成20年 3 月 同社 取締役 平成22年 8 月 当社監査役(現任)	(注) 2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	三村 昌裕	昭和44年 6月25日生	平成11年 4月 株式会社タケツ（現株式会社タケツプロデュース）入社 平成12年 1月 株式会社ティウェブ（現エフビットコミュニケーションズ株式会社）入社 取締役事業部長 平成13年11月 三村戦略パートナーズ株式会社 代表取締役（現任） エム・アンド・エムパートナーズ株式会社（現アジリオン・ホールディングス株式会社） 代表取締役 平成17年 2月 アジリオン・ホールディングス株式会社取締役 平成17年 7月 当社監査役（現任）	(注) 2	17,500
監査役	-	前川 昌之	昭和40年 3月30日生	平成 3年10月 中央新光監査法人 入所 平成 6年 3月 公認会計士登録 平成13年 3月 公認会計士税理士前川昌之事務所 所長（現任） 平成16年12月 当社監査役（現任）	(注) 2	70,000
監査役	-	高森 浩一	昭和22年 2月20日生	昭和45年 4月 シャープ株式会社入社 平成17年 5月 同社取締役国内情報通信営業本 本部長 平成19年 4月 同社常務取締役国内情報通信営業本部本部長 平成20年 4月 同社常務執行役員国内情報通信営業本部本部長 平成21年 4月 同社顧問 平成22年 6月 高森事業戦略研究所 代表（現任） 平成22年 8月 当社監査役（現任）	(注) 2	104,500
計						3,779,000

(注) 1. 平成24年 3月 8日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

2. 平成24年 3月 8日開催の定時株主総会の終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

3. 取締役海老根智仁は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。

4. 常勤監査役高瀬明、監査役三村昌裕、監査役前川昌之及び監査役高森浩一は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

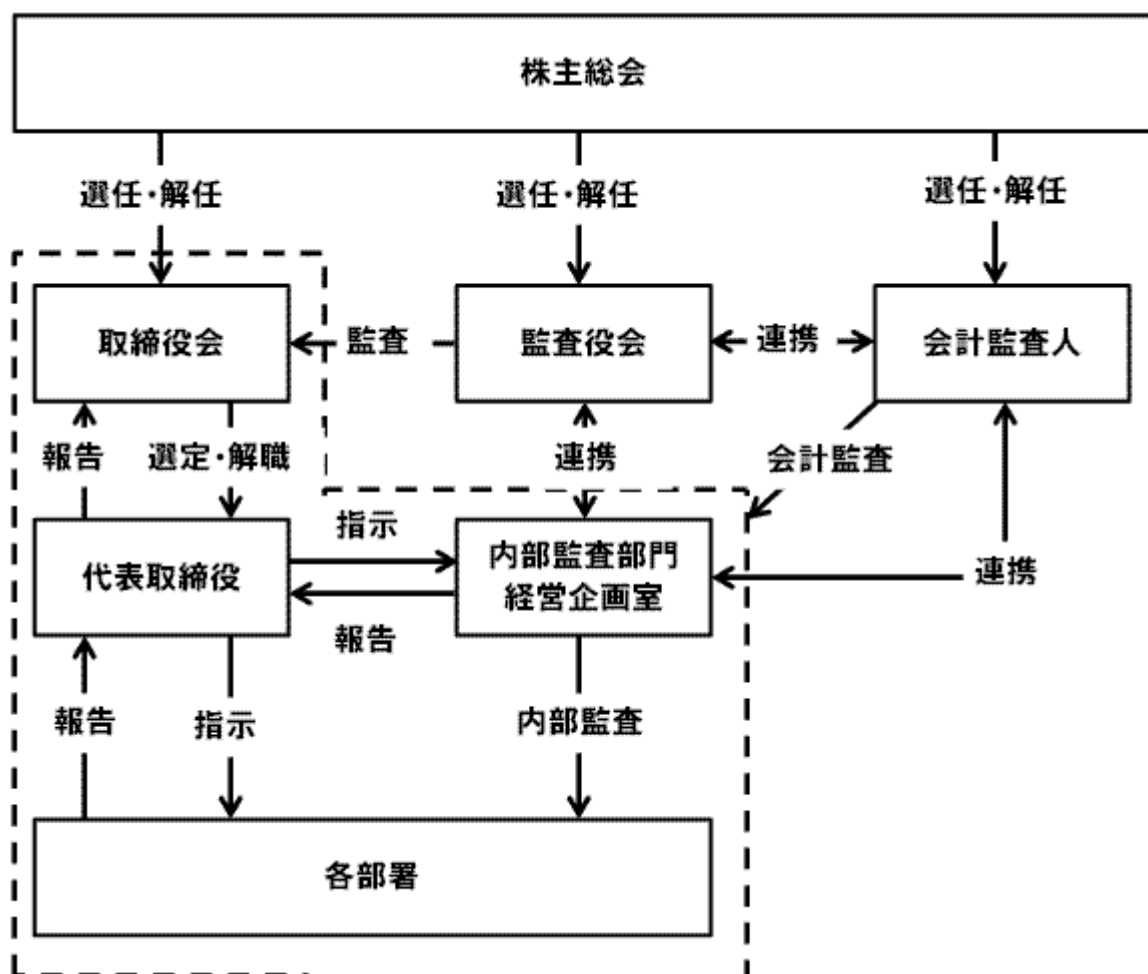
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業統治を事業発展のための前提条件と考えております。オーナーである株主は勿論のこと、従業員、取引先、債権者その他利害関係者との間で適切なコミュニケーションを図り、それぞれの意見を適切に企業運営に反映させていくことが事業発展に不可欠であり、そのためにはまず企業運営の推進役である取締役及び取締役会が健全に機能することが必要であると考えております。またその上で、企業規模の拡大に合わせて、積極的に経営組織体制を整備し、内部統制の充実を図っていく考えであります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち4名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、取締役会は取締役7名（うち会社法第2条第15号に定める社外取締役1名）で構成されております。経営上の重要な意思決定は、当社の展開するモバイルプラットフォーム事業のみに関わらずより広い領域における知識と経験を有する非常勤取締役も含めた取締役会で行うことにより、経営の効率性だけでなく公正性の維持・向上を図っております。また、独立性の高い社外監査役（うち非常勤監査役3名）による監査役機能の充実により、経営の健全性と透明性の維持・向上も図っております。



a. 取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されております。毎月一回の定例取締役会に加え必要に応じて随時開催することにより、経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行っております。取締役会には、監査役4名も出席し、取締役の業務執行について監査を行っております。

b. 監査役会

監査役会は、社外監査役4名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの重要な役割を担う独立の機関であることを認識し、監査役会で年に一度立案される監査計画書に基づいて、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見を述べる他、取締役の業務執行に関する適法性の監査を実施しております。

□. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、企業理念及び事業計画に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督いたしております。

取締役及び代表取締役社長は、取締役会で決定した役割に基づき「職務権限規程」その他の社内規則に従い当社の業務を遂行すると共に、毎月一回以上開催される取締役会においてそれぞれの業務執行の状況を取締役に報告いたしております。

監査役は、法令の定める権限に基づき監査を実施すると共に内部監査担当者及び監査法人と連携して、「監査役会規程」及び「監査計画書」に従い、取締役の職務執行の適法性について監査を実施いたしております。

また、「経理規程」その他の社内規則に従い、会計基準その他の関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制を確保いたしております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料と共に法令及び文書管理規程に基づき保管し、管理いたしております。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・計算書類
- ・その他、取締役会が決定する書類

代表取締役社長は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書管理規程で定めると共に、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導いたしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会において行っております。

情報セキュリティ及び個人情報管理に掛かるリスクについては、それぞれ代表取締役社長を委員長とする委員会において管理体制の強化を図っております。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限に止めるよう努力しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うと共に、適切・効率的な業務執行を推進し、業務執行の監督をいたしております。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役社長が各部門会議等の会議に積極的に参加し、コンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について把握し、その対応のために必要と考えられる体制を整備いたしております。

監査役による日々の監査に加え、代表取締役社長の指示による内部監査をより充実させ、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証をするための体制を強化いたしております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保いたしております。

g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役社長が決定することとし、取締役からの独立性を確保いたしております。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、監査役がその職務の執行に必要な事項に関して、随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制を確保いたしております。

監査役が、随時取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し意見を述べること及び重要情報入手できる体制を確保いたしております。

監査役が、内部監査担当者及び会計監査人と連携することができる体制を確保いたしております。

i. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

内部監査担当者と監査役との連携

内部監査担当者が内部監査計画策定時及び内部監査実施後に監査役と協議できる体制を確保いたしております。

外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保いたしております。

内部監査及び監査役監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査計画、監査の方針等に従い、会社の組織体制、管理体制、会社諸規程の整備・運用状況等の監査を通じ、取締役の業務執行に関する適法性監査、内部統制システムの状況の監視および検証を行っております。監査役は、定例の監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより監査業務の認識を共有化しております。また、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受けるとともに、期末監査終了時点で監査実施状況の報告や情報交換を行うことにより、情報の共有化ならびに監査の質・効果・効率の向上を図るよう努めております。

内部監査は、代表取締役社長直轄の経営企画室（2名）が行っております。内部統制システムの一環として代表取締役社長が指名した内部監査責任者が内部監査担当者を指示し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効率的に遂行されているか、及び、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。

監査役監査と内部監査との連携につきましては、監査計画について事前に協議を行うほか、親密な情報交換を行うことにより、個々の監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めております。また、内部監査につきましては、会計監査人と意見交換を頻繁に行うことにより、実効性の高い監査を実施し、コンプライアンス経営に寄与するよう努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名、社外監査役4名を選任しております。社外取締役海老根智仁は、インターネット業界・広告業界における知識・経験から、当社の経営に貢献できると判断し当社より就任を要請しております。社外監査役高瀬明は、モバイル業界における豊富な経験と知識から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言をしております。社外監査役三村昌裕は、メディア業界・情報通信業界における豊富な経験と知識から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言をしております。社外監査役前川昌之は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する提言・助言をしております。社外監査役高森浩一は、情報通信業界、モバイル業界における豊富な経験と知識から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言をしております。

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役海老根智仁及び社外監査役高瀬明、三村昌裕、前川昌之、高森浩一は、それぞれ、当社株式及び新株予約権を保有しており、その保有数は以下のとおりです。

海老根智仁 株式 166,000株

高瀬明 新株予約権 2,500個（2,500株）

三村昌裕 株式 17,500株

前川昌之 株式 70,000株

高森浩一 株式 104,500株 新株予約権 2,500個（2,500株）

なお、社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎え、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	64,190	64,190	-	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員(注1、2)	5,550	5,550	-	-	-	6

(注) 1．社外取締役2名及び社外監査役4名であります。

2．期末日時点の社外役員数は、社外取締役1名及び社外監査役4名の合計5名であります。

ロ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である上場株式
該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査におきましては、独立監査人としての会計監査を監査法人A & Aパートナーズに委嘱しており、内部監査担当者及び監査役と連携し、独立した立場からの公正不偏の監査が実施されております。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
齊藤 浩司	監査法人A & Aパートナーズ
加賀美 弘明	監査法人A & Aパートナーズ

(注) 継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載を省略しております。

ロ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	その他
3名	3名

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,000	-	11,000	-

【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）及び当事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	193,315	656,836
売掛金	83,563	572,737
前払費用	5,218	7,416
繰延税金資産	14,652	1,450
未収入金	13,135	-
その他	2,619	2,153
貸倒引当金	1,667	2,851
流動資産合計	310,837	1,237,744
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,037	1,037
減価償却累計額	14	185
建物（純額）	1,023	852
工具、器具及び備品	3,573	2,728
減価償却累計額	2,241	1,596
工具、器具及び備品（純額）	1,332	1,131
有形固定資産合計	2,355	1,984
無形固定資産		
特許権	-	993
商標権	131	486
ソフトウェア	30,971	37,837
ソフトウェア仮勘定	7,807	-
その他	658	2,952
無形固定資産合計	39,569	42,269
投資その他の資産		
投資有価証券	4,960	-
破産更生債権等	2,100	8,400
長期前払費用	10	464
繰延税金資産	-	46,007
信託受益権	1,000	-
その他	2,019	581
貸倒引当金	2,100	8,400
投資その他の資産合計	7,990	47,053
固定資産合計	49,915	91,307
資産合計	360,752	1,329,052

	前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	19,158	10,000
1年内返済予定の長期借入金	16,008	67,760
未払金	55,121	381,784
未払費用	469	815
未払法人税等	515	4,522
未払消費税等	7,059	29,889
預り金	14,398	5,188
その他	2,663	-
流動負債合計	115,392	499,960
固定負債		
長期借入金	63,472	112,970
固定負債合計	63,472	112,970
負債合計	178,864	612,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	154,995	179,995
資本剰余金		
資本準備金	-	25,000
資本剰余金合計	-	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	26,892	511,126
利益剰余金合計	26,892	511,126
株主資本合計	181,887	716,121
純資産合計	181,887	716,121
負債純資産合計	360,752	1,329,052

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成24年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,050,065
売掛金	482,472
その他	27,665
貸倒引当金	3,581
流動資産合計	1,556,622
固定資産	
有形固定資産	11,332
無形固定資産	44,480
投資その他の資産	43,460
固定資産合計	99,273
資産合計	1,655,895
負債の部	
流動負債	
短期借入金	6,250
1年内返済予定の長期借入金	65,260
未払金	391,783
未払法人税等	118,128
その他	55,127
流動負債合計	636,549
固定負債	
長期借入金	100,405
固定負債合計	100,405
負債合計	736,954
純資産の部	
株主資本	
資本金	214,525
資本剰余金	50,025
利益剰余金	654,391
株主資本合計	918,941
純資産合計	918,941
負債純資産合計	1,655,895

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
売上高	402,067	2,022,313
売上原価	211,638	623,151
売上総利益	190,428	1,399,162
販売費及び一般管理費	¹ 154,051	¹ 878,065
営業利益	36,376	521,097
営業外収益		
受取利息	1	2
還付加算金	86	-
営業外収益合計	87	2
営業外費用		
支払利息	2,461	2,696
株式交付費	984	226
撤退事業関連損失	1,222	7,807
その他	1	157
営業外費用合計	4,669	10,887
経常利益	31,794	510,213
特別利益		
関係会社株式売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産除却損	² 6,677	² 55,468
固定資産評価損	³ 8,418	-
事務所移転費用	2,238	-
契約解約損	11,990	-
その他	-	2,000
特別損失合計	29,324	57,468
税引前当期純利益	2,470	452,745
法人税、住民税及び事業税	290	1,317
法人税等調整額	14,652	32,806
法人税等合計	14,362	31,488
当期純利益	16,832	484,234

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)			当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		
	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
広告媒体費		23,226	11.0		2,597	0.4
労務費		38,405	18.2		65,878	10.6
外注費		7,057	3.3		1,792	0.3
諸経費	1	142,949	67.5	1	552,882	88.7
売上原価		211,638	100.0		623,151	100.0

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
1. 諸経費の主な内訳は、次の通りであります。 ソフトウェア償却費 56,841千円	1. 諸経費の主な内訳は、次の通りであります。 支払手数料 408,363千円

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
売上高	1,081,952
売上原価	291,395
売上総利益	790,556
販売費及び一般管理費	541,657
営業利益	248,899
営業外収益	
撤退事業関連収益	429
その他	66
営業外収益合計	495
営業外費用	
支払利息	819
株式交付費	346
その他	74
営業外費用合計	1,240
経常利益	248,154
税引前四半期純利益	248,154
法人税、住民税及び事業税	116,268
法人税等調整額	11,378
法人税等合計	104,890
四半期純利益	143,264

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	367,475	154,995
当期変動額		
新株の発行	97,460	25,000
減資	309,940	-
当期変動額合計	212,480	25,000
当期末残高	154,995	179,995
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	52,600	-
当期変動額		
新株の発行	97,460	25,000
資本準備金の取崩	150,060	-
当期変動額合計	52,600	25,000
当期末残高	-	25,000
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
減資	309,940	-
資本準備金の取崩	150,060	-
欠損填補	460,000	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	52,600	-
当期変動額		
新株の発行	97,460	25,000
減資	309,940	-
欠損填補	460,000	-
当期変動額合計	52,600	25,000
当期末残高	-	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	449,939	26,892
当期変動額		
欠損填補	460,000	-
当期純利益	16,832	484,234
当期変動額合計	476,832	484,234
当期末残高	26,892	511,126

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	449,939	26,892
当期変動額		
欠損填補	460,000	-
当期純利益	16,832	484,234
当期変動額合計	476,832	484,234
当期末残高	26,892	511,126
株主資本合計		
前期末残高	29,864	181,887
当期変動額		
新株の発行	194,920	50,000
当期純利益	16,832	484,234
当期変動額合計	211,752	534,234
当期末残高	181,887	716,121
純資産合計		
前期末残高	29,864	181,887
当期変動額		
新株の発行	194,920	50,000
当期純利益	16,832	484,234
当期変動額合計	211,752	534,234
当期末残高	181,887	716,121

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,470	452,745
減価償却費	57,479	43,266
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,003	7,484
支払利息	2,461	2,696
固定資産評価損	8,418	-
固定資産除却損	6,677	55,468
売上債権の増減額（ は増加）	56,137	489,174
仕入債務の増減額（ は減少）	1,076	-
未払金の増減額（ は減少）	20,308	326,219
未払又は未収消費税等の増減額	13,651	22,830
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（ は減少）	-	2,980
破産更生債権等の増減額（ は増加）	-	6,300
その他	9,363	9,170
小計	64,622	427,386
利息及び配当金の受取額	1	2
利息の支払額	2,461	2,933
法人税等の支払額	290	290
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,871	424,165
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	590	1,673
無形固定資産の取得による支出	48,281	100,213
敷金及び保証金の回収による収入	-	200
敷金及び保証金の差入による支出	2,019	165
その他	-	658
投資活動によるキャッシュ・フロー	50,890	102,510
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	10,008	9,158
長期借入れによる収入	-	190,000
長期借入金の返済による支出	15,508	88,750
株式の発行による収入	193,935	49,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	168,419	141,865
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	179,401	463,521
現金及び現金同等物の期首残高	13,913	193,315
現金及び現金同等物の期末残高	193,315	656,836

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2)無形固定資産 自社利用ソフトウェア ウェブを利用したサービス提供に係るものについてはライフサイクルに基づく償却方法（見込利用可能期間2年）によっております。 また、その他の自社利用ソフトウェアについては定額法（見込利用可能期間5年）によっております。 （追加情報） 当事業年度より、ソーシャルゲーム運営サービスを開始したことにより、当該ウェブを利用した自社利用ソフトウェアについては、ライフサイクルに基づく償却方法（見込利用可能期間2年）を採用しております。</p> <p>販売用ソフトウェア 見込販売収益に基づく償却方法（但し、残存有効期間に基づく均等配分額を下限とする）によっております。</p> <p>(3)長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 自社利用ソフトウェア ウェブを利用したサービス提供に係るものについてはライフサイクルに基づく償却方法（見込利用可能期間2年）によっております。 また、その他の自社利用ソフトウェアについては定額法（見込利用可能期間5年）によっております。</p> <p>販売用ソフトウェア 同左</p> <p>(3)長期前払費用 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 この変更による影響は、軽微であります。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 立替金に係る表示方法の変更 前事業年度まで区分掲載しておりました「立替金」は、総資産の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「立替金」は2,577千円であります。</p> <p>2. 敷金に係る表示方法の変更 前事業年度まで区分掲載しておりました「敷金」は、総資産の100分の1以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「敷金」は1,819千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>株式交付費に係る表示方法の変更 前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分記載しました。 なお、前事業年度における「株式交付費」は50千円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 未収入金に係る表示方法の変更 前事業年度まで区分掲載しておりました「未収入金」は、総資産の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「未収入金」は2,103千円であります。</p> <p>2. ソフトウェア仮勘定に係る表示方法の変更 前事業年度まで区分掲載しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、総資産の100分の1以下となったため、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「ソフトウェア仮勘定」は2,147千円であります。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
コンテンツの配信及び継続的な改修に伴い発生する費用について、従来は、販売費及び一般管理費の各科目に含めて処理をしておりましたが、組織変更及びそれに伴う社内規程の見直しにより、各職能部門の機能が明確になったため、当事業年度より売上原価として計上しております。	

【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)																						
<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は63%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>34,962千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>16,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>430千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1,003千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>13,267千円</td> </tr> <tr> <td>回収代行手数料</td> <td>47,462千円</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産除却損は、建物付属設備610千円、工具、器具及び備品226千円、ソフトウェア仮勘定5,840千円であります。</p> <p>3. 固定資産評価損は、ソフトウェア8,418千円であります。</p>	役員報酬	34,962千円	給与手当	16,601千円	減価償却費	430千円	貸倒引当金繰入額	1,003千円	支払報酬	13,267千円	回収代行手数料	47,462千円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は79%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は21%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>69,740千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>475,477千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>2,168千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1,820千円</td> </tr> <tr> <td>回収代行手数料</td> <td>211,831千円</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産除却損は、工具、器具及び備品215千円、ソフトウェア20,657千円、その他34,595千円であります。</p>	役員報酬	69,740千円	広告宣伝費	475,477千円	減価償却費	2,168千円	貸倒引当金繰入額	1,820千円	回収代行手数料	211,831千円
役員報酬	34,962千円																						
給与手当	16,601千円																						
減価償却費	430千円																						
貸倒引当金繰入額	1,003千円																						
支払報酬	13,267千円																						
回収代行手数料	47,462千円																						
役員報酬	69,740千円																						
広告宣伝費	475,477千円																						
減価償却費	2,168千円																						
貸倒引当金繰入額	1,820千円																						
回収代行手数料	211,831千円																						

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	7,682	3,000	-	10,682
合計	7,682	3,000	-	10,682
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式総数の増加3,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	10,682	200	-	10,882
合計	10,682	200	-	10,882
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式総数の増加200株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
193,315	656,836
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
193,315	656,836

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、市場リスクを回避するため定期預金以外の運用は行わず、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金や未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場リスクや信用リスクに晒されますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、毎月返済予定表を作成し、取締役会に報告することで、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することで、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含んでおりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	193,315	193,315	-
(2) 売掛金	83,563		
貸倒引当金(1)	1,667		
	81,896	81,896	-
(3) 未収入金	13,135	13,135	-
(4) 破産更生債権等	2,100		
貸倒引当金(2)	2,100		
	-	-	-
資産計	288,347	288,347	-
(1) 未払金	55,121	55,121	-
(2) 短期借入金	19,158	19,158	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	79,480	79,510	30
負債計	153,759	153,789	30

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	4,960
信託受益権	1,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	193,315	-	-	-
売掛金	83,563	-	-	-
未収入金	13,135	-	-	-
合計	290,014	-	-	-

（注）上表には償還予定額が見込めない破産更生債権等2,100千円は含めておりません。

(注) 4. 長期借入金の決算日後の償還予定額

	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	16,008	10,964	6,000	6,000	24,500

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については資金計画・設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、市場リスクを回避するため定期預金以外の運用は行わず、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては信用調査機関の情報や開示資料をもとに与信管理規程にもとづき、与信限度額の設定をしております。また定期的に期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債務である未払金や借入金は流動性リスクに晒されていますが、投資計画等に基づき、適時資金計画を策定し、金融環境等に応じて一定の手許流動性を維持することにより管理しております。

長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、毎月返済予定表を作成し、取締役会に報告することで、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することで、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	656,836	656,836	-
(2) 売掛金	572,737		
貸倒引当金(1)	2,851		
	569,886	569,886	-
(3) 破産更生債権等	8,400		
貸倒引当金(2)	8,400		
	-	-	-
資産計	1,226,723	1,226,723	-
(1) 未払金	381,784	381,784	-
(2) 短期借入金	10,000	10,000	-
(3) 長期借入金	180,730	180,092	637
(1年内返済予定を含む)			
負債計	572,514	571,877	637

(1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金、(2) 短期借入金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	656,836	-	-	-
売掛金	572,737	-	-	-
合計	1,229,574	-	-	-

(注) 上表には償還予定額が見込めない破産更生債権等8,400千円は含めておりません。

(注) 3. 長期借入金の決算日後の償還予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1. その他有価証券

匿名組合出資金（貸借対照表計上額 4,960千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1. その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 2名	当社の取締役 - 名 当社の監査役 1名 当社の従業員 - 名 外部協力者 1名	当社の取締役 1名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 外部協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 255株	普通株式 44株	普通株式 123株
付与日	平成16年8月10日	平成17年1月26日	平成17年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 2名	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 - 名	当社の取締役 1名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 3名 外部協力者 - 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4株	普通株式 18株	普通株式 77株
付与日	平成17年8月24日	平成18年2月1日	平成19年3月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 -名 当社の従業員 1名 外部協力者 -名	当社の取締役 2名 当社の監査役 -名 当社の従業員 -名 外部協力者 -名	当社の取締役 1名 当社の監査役 -名 当社の従業員 3名 外部協力者 -名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 130株	普通株式 900株	普通株式 15株
付与日	平成19年12月28日	平成22年8月31日	平成22年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	自 平成24年8月31日 至 平成28年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数につ
いては、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	695	99	123
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	440	55	-
未行使残	255	44	123

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	4	18	77
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	77
未行使残	4	18	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	900	15
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	900	15
権利確定後 (株)			
前事業年度末	130	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	130	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	55,000	55,000	65,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	65,000	330,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	330,000	55,000	55,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 当社は、ストック・オプションの行使時において株式を上場していないことから、行使時の株価は直近の株価の発行又は異動した際の株価を採用しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末（平成22年12月31日現在）におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

- 千円

6. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 3名	当社の取締役 - 名 当社の監査役 1名 当社の従業員 - 名 外部協力者 1名	当社の取締役 1名 当社の監査役 1名 当社の従業員 1名 外部協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 255株	普通株式 44株	普通株式 123株
付与日	平成16年 8月10日	平成17年1月26日	平成17年 7月27日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成26年 3月31日	自 平成17年 4月 1日 至 平成26年 3月31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成27年 3月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 2名	当社の取締役 - 名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 1名 外部協力者 - 名	当社の取締役 2名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 4株	普通株式 18株	普通株式 900株
付与日	平成17年 8月24日	平成18年 2月 1日	平成22年 8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権付与契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	自 平成23年 7月 1日 至 平成28年 6月30日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 2名 外部協力者 1名	当社の取締役 3名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名	当社の取締役 - 名 当社の監査役 2名 当社の従業員 - 名 外部協力者 - 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 15株	普通株式 75株	普通株式 10株
付与日	平成22年 8月31日	平成23年 5月31日	平成23年 5月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成24年 8月31日 至 平成28年 6月30日	自 平成25年 6月 1日 至 平成28年 6月30日	自 平成25年 6月 1日 至 平成28年 6月30日

	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 当社の監査役 - 名 当社の従業員 26名 外部協力者 - 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 325株
付与日	平成23年 8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使時 において当社の取締役、監査 役及び従業員並びに外部協 力者の地位にあることを要 します。その他の条件につい ては新株予約権者と締結す る「新株予約権割当契約 書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成25年 9月 1日 至 平成29年12月31日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	255	44	123
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	255	44	123

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	900
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	900
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	4	18	-
権利確定	-	-	900
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	4	18	900

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	15	-	-
付与	-	75	10
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	15	75	10
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第14回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	326
失効	1
権利確定	-
未確定残	325
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	55,000	55,000	65,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	65,000	55,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	55,000	55,000	55,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第14回新株予約権
権利行使価格 (円)	110,000
行使時平均株価(注) (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 当社は、ストック・オプションの行使時において株式を上場していないことから、行使時の株価は直近の株価の発行又は異動した際の株価を採用しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末(平成23年12月31日現在)におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

- 千円

6. 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年12月31日)	当事業年度 (平成23年12月31日)																																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">177,670</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td style="text-align: right;">30,775</td> </tr> <tr> <td> 固定資産評価損</td> <td style="text-align: right;">5,351</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">5,066</td> </tr> <tr> <td> 開発負担金</td> <td style="text-align: right;">6,952</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">655</td> </tr> <tr> <td> 事業撤退損</td> <td style="text-align: right;">56,355</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1,405</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">284,233</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">269,581</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">14,652</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.70</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">34.07</td> </tr> <tr> <td> 住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">11.74</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">667.89</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">0.00</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">581.38</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	税務上の繰越欠損金	177,670	減価償却費	30,775	固定資産評価損	5,351	投資有価証券評価損	5,066	開発負担金	6,952	関係会社株式評価損	655	事業撤退損	56,355	その他	1,405	小計	284,233	評価性引当額	269,581	繰延税金資産合計	14,652		(%)	法定実効税率	40.70	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	34.07	住民税均等割	11.74	評価性引当額	667.89	その他	0.00	税効果会計適用後の法人税等の負担率	581.38	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td style="text-align: right;">26,371</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,374</td> </tr> <tr> <td> 開発負担金</td> <td style="text-align: right;">3,523</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">6,965</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">573</td> </tr> <tr> <td> 事業撤退損</td> <td style="text-align: right;">47,298</td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">2,993</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">1,531</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">90,632</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">43,174</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">47,458</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.70</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.45</td> </tr> <tr> <td> 住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.06</td> </tr> <tr> <td> 評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">50.01</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による影響</td> <td style="text-align: right;">1.84</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">0.01</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">6.95</td> </tr> </table> <p>3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.70%から、平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,193千円減少し、法人税等調整額は2,193千円増加しております。</p>	繰延税金資産	(千円)	減価償却費	26,371	未払事業税	1,374	開発負担金	3,523	投資有価証券評価損	6,965	関係会社株式評価損	573	事業撤退損	47,298	貸倒引当金	2,993	その他	1,531	小計	90,632	評価性引当額	43,174	繰延税金資産合計	47,458		(%)	法定実効税率	40.70	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45	住民税均等割	0.06	評価性引当額	50.01	税率変更による影響	1.84	その他	0.01	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.95
繰延税金資産	(千円)																																																																																		
税務上の繰越欠損金	177,670																																																																																		
減価償却費	30,775																																																																																		
固定資産評価損	5,351																																																																																		
投資有価証券評価損	5,066																																																																																		
開発負担金	6,952																																																																																		
関係会社株式評価損	655																																																																																		
事業撤退損	56,355																																																																																		
その他	1,405																																																																																		
小計	284,233																																																																																		
評価性引当額	269,581																																																																																		
繰延税金資産合計	14,652																																																																																		
	(%)																																																																																		
法定実効税率	40.70																																																																																		
(調整)																																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	34.07																																																																																		
住民税均等割	11.74																																																																																		
評価性引当額	667.89																																																																																		
その他	0.00																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	581.38																																																																																		
繰延税金資産	(千円)																																																																																		
減価償却費	26,371																																																																																		
未払事業税	1,374																																																																																		
開発負担金	3,523																																																																																		
投資有価証券評価損	6,965																																																																																		
関係会社株式評価損	573																																																																																		
事業撤退損	47,298																																																																																		
貸倒引当金	2,993																																																																																		
その他	1,531																																																																																		
小計	90,632																																																																																		
評価性引当額	43,174																																																																																		
繰延税金資産合計	47,458																																																																																		
	(%)																																																																																		
法定実効税率	40.70																																																																																		
(調整)																																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45																																																																																		
住民税均等割	0.06																																																																																		
評価性引当額	50.01																																																																																		
税率変更による影響	1.84																																																																																		
その他	0.01																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.95																																																																																		

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当社は、モバイルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

サービス別	売上高
ソーシャルメディアサービス	126,946
ソーシャルゲームサービス	1,895,367
合計	2,022,313

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	659,269	モバイルプラットフォーム事業
KDDI株式会社	438,821	モバイルプラットフォーム事業
株式会社ウェブマネー	280,860	モバイルプラットフォーム事業
株式会社アイコール	203,874	モバイルプラットフォーム事業
テレコムクレジット株式会社	162,670	モバイルプラットフォーム事業

（注）上記売上高は、当社がソーシャルメディア「m o b c a s t」内で会員に対して提供する一部の有料サービスの利用者に対する課金総額であり、主要な顧客は当該課金額の回収代行を行っております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	ゲームドゥ ㈱	札幌市 豊平区	10,000	ソフトウエ ア製作	(所有) 直接 46.87	開発委託 役員の兼任	ソフトウエ ア開発委託	10,747	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ゲームドゥ㈱に対するソフトウェア開発委託は、一般取引条件と同様に決定しております。

3. ゲームドゥ㈱は、平成22年9月16日に保有株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなっております。

このため、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藪考樹	-	-	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 47.87	-	当社銀行借 入に対する 債務被保証	98,638	-	-

(注) 当社は、金融機関からの借入に対して、当社代表取締役藪考樹より個人保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藪考樹	-	-	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 47.00	-	当社銀行借 入に対する 債務被保証	163,330	-	-

(注) 当社は、金融機関からの借入に対して、当社代表取締役藪考樹より個人保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	
1株当たり純資産額	17,027.50円	1株当たり純資産額	65,807.92円
1株当たり当期純利益金額	1,777.06円	1株当たり当期純利益金額	45,116.55円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
当期純利益（千円）	16,832	484,234
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	16,832	484,234
期中平均株式数（株）	9,472	10,733
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類（新株予約権の数1,359個）。詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権10種類（新株予約権の数1,769個）。詳細は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)	当事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)										
	<p>1. 新株予約権の行使</p> <p>平成24年 3月 7日付にて、当社が発行した新株予約権の一部が下記のとおり行使されております。</p> <p>行使個数 1,063個 交付株式数 1,063株 1株当たりの株式発行金額 55,000円、65,000円 払込総額 59,555千円（資本組入額の総額 34,530千円）</p> <p>上記の結果、平成24年 3月 7日現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額は以下のとおりとなっております。</p> <p>発行済株式総数 11,945 株 資本金の額 214,525千円 資本準備金の額 50,025千円</p> <p>2. 株式の分割及び単元株制度の導入</p> <p>当社は、資本政策の一環として、平成24年 2月15日開催の取締役会決議に基づき、平成24年 3月 8日付で、株式の分割（普通株式 1株を500株に分割）及び100株を1単元とする単元株制度を導入しました。</p> <p>(1) 株式分割の割合 普通株式の各 1株を500株に分割いたします。</p> <p>(2) 単元株制度の導入 普通株式の単元株式数を100株といたします。</p> <p>(3) 株式分割及び単元株制度の導入の時期 平成24年 3月 8日を効力発生日といたします。</p> <p>なお、当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の 1株当たり情報及び当事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の 1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前事業年度末 (平成22年12月31日)</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末 (平成23年12月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1株当たり純資産額 34.06円</td> <td style="text-align: center;">1株当たり純資産額 131.62円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前事業年度 (自平成22年 1月 1日 至平成22年12月31日)</th> <th style="text-align: center;">当事業年度 (自平成23年 1月1日 至平成23年12月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1株当たり当期純利益金額 3.55円</td> <td style="text-align: center;">1株当たり当期純利益金額 90.23円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 - 円</td> <td style="text-align: center;">潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 - 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。</p>	前事業年度末 (平成22年12月31日)	当事業年度末 (平成23年12月31日)	1株当たり純資産額 34.06円	1株当たり純資産額 131.62円	前事業年度 (自平成22年 1月 1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年 1月1日 至平成23年12月31日)	1株当たり当期純利益金額 3.55円	1株当たり当期純利益金額 90.23円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 - 円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 - 円
前事業年度末 (平成22年12月31日)	当事業年度末 (平成23年12月31日)										
1株当たり純資産額 34.06円	1株当たり純資産額 131.62円										
前事業年度 (自平成22年 1月 1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年 1月1日 至平成23年12月31日)										
1株当たり当期純利益金額 3.55円	1株当たり当期純利益金額 90.23円										
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 - 円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 - 円										

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(会計方針の変更) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。 当第1四半期会計期間において株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	
減価償却費	8,943千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

株主資本の金額の著しい変動

平成24年3月7日付の新株予約権の行使により、当第1四半期会計期間において、資本金が34,530千円、資本準備金が25,025千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が214,525千円、資本準備金が50,025千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

当社は、モバイルプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（ 1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25.64円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	143,264
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	143,264
普通株式の期中平均株式数(株)	5,587,016
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。

（重要な後発事象）

	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
新株予約権の付与	
1. 第15回新株予約権	
<p>当社は、平成24年4月11日開催の臨時株主総会決議及び平成24年4月11日開催の取締役会決議に基づき、外部協力者に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与を、次のとおり行っております。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数：普通株式 5,000株</p> <p>(2)新株予約権の払込金額：金銭の払込を要しない</p> <p>(3)新株予約権の権利行使価格：1株につき 800円</p> <p>(4)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額：4,000千円</p> <p>(5)新株予約権の行使時の資本組入額：1株につき 400円</p> <p>(6)新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額：2,000千円</p> <p>(7)新株予約権の割当日：平成24年4月30日</p> <p>(8)新株予約権を発行する理由：外部協力者の、当社の業績向上に対する貢献意欲を高め、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を図るため</p>	
2. 第16回新株予約権	
<p>当社は、平成24年4月11日開催の臨時株主総会決議及び平成24年4月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与を、次のとおり行っております。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数：普通株式 41,000株</p> <p>(2)新株予約権の払込金額：金銭の払込を要しない</p> <p>(3)新株予約権の権利行使価格：1株につき 800円</p> <p>(4)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額：32,800千円</p> <p>(5)新株予約権の行使時の資本組入額：1株につき 400円</p> <p>(6)新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額：16,400千円</p> <p>(7)新株予約権の割当日：平成24年4月30日</p> <p>(8)新株予約権を発行する理由：当社従業員の、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を図るため</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額 又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	1,037	-	-	1,037	185	170	852
工具、器具及び備品	3,573	582	1,427	2,728	1,596	568	1,131
有形固定資産計	4,611	582	1,427	3,766	1,782	739	1,984
無形固定資産							
特許権	-	1,019	-	1,019	26	26	993
商標権	254	405	-	659	172	49	486
ソフトウェア	278,347	71,010	97,464	251,893	214,056	41,048	37,837
その他	8,465	95,908	101,421	2,952	-	-	2,952
無形固定資産計	287,068	168,344	198,887	256,525	214,255	41,124	42,269
長期前払費用	10	711	10	711	52	52	658 (193)

(注) 1. 長期前払費用の差引当期末残高欄の()内は、内数で1年以内に償却予定の金額であり貸借対照表では流動資産の「前払費用」に含めております。

(注) 2. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額(千円)	本社	582
	減少額(千円)	本社	1,427
ソフトウェア	増加額(千円)	ゲームコンテンツ プログラムの完成等	71,010
	減少額(千円)	ゲームコンテンツ プログラムの配信停止等	97,464
その他 (ソフトウェア仮勘定)	増加額(千円)	ゲームコンテンツ プログラムの開発	94,337

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	19,158	10,000	2.00	-
1年以内に返済予定の長期借入金	16,008	67,760	1.77	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	63,472	112,970	1.91	平成25年1月～ 平成33年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	98,638	190,730	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	38,960	24,692	8,004	8,004

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,767	9,151	636	1,031	11,251

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績等による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	61
預金 普通預金	656,774
小計	656,774
合計	656,836

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
KDDI株式会社	133,783
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	108,611
株式会社ウェブマネー	95,958
テレコムクレジット株式会社	74,650
株式会社アイコール	74,401
その他	85,333
合計	572,737

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					365
83,563	2,123,429	1,634,255	572,737	74.05	56.41

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社バップ	127,990
株式会社電通	53,550
株式会社博報堂	25,607
株式会社インターライド	22,387
KDDI株式会社	17,683
その他	134,565
合計	381,784

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること なできない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公 告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりでありま す。 公告掲載URL http://mobcast.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第二部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。

1【貸借対照表】

（単位：千円）

	第4期 （平成19年12月31日）	第5期 （平成20年12月31日）	第6期 （平成21年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	174,411	119,183	13,913
売掛金	125,647	121,536	27,426
前払費用	1,952	2,194	1,092
未収入金	7,078	8,175	9,096
未収消費税等	-	-	6,592
立替金	12,356	19,997	7,526
製作品	26,370	32,967	-
貯蔵品	10	16	-
前渡金	-	57,642	-
その他	100	157	360
貸倒引当金	1,471	1,322	664
流動資産合計	346,455	360,548	65,345
固定資産			
有形固定資産			
建物	2,621	2,621	2,621
減価償却累計額	1,435	1,671	1,860
建物（純額）	1,185	949	761
工具、器具及び備品	4,250	4,626	4,626
減価償却累計額	3,277	3,737	4,028
工具、器具及び備品（純額）	973	889	598
有形固定資産合計	2,158	1,839	1,359
無形固定資産			
商標権	207	182	156
ソフトウェア	31,506	51,763	50,354
ソフトウェア仮勘定	14,309	50,370	14,170
のれん	-	241	-
その他	563	563	563
無形固定資産合計	46,587	103,121	65,244

	第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)
投資その他の資産			
投資有価証券	26,462	4,410	12,960
破産更生債権等	-	-	2,100
長期前払費用	239	674	374
敷金	3,600	3,600	3,600
信託受益権	-	22,275	3,000
関係会社株式	5,250	5,250	-
貸倒引当金	-	-	2,100
投資その他の資産合計	35,551	36,209	19,935
固定資産合計	84,297	141,170	86,540
資産合計	430,753	501,718	151,885

	第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)
負債の部			
流動負債			
買掛金	12,552	34,442	1,076
短期借入金	-	30,000	29,166
1年内返済予定の長期借入金	6,672	13,037	15,508
未払金	47,007	26,116	35,738
未払費用	370	353	55
未払法人税等	1,054	845	572
前受金	-	1,056	6,193
預り金	14,598	17,753	13,959
その他	3,475	1,124	-
流動負債合計	85,730	124,729	102,270
固定負債			
長期借入金	8,880	81,959	79,480
匿名組合出資金預り金	44,105	-	-
固定負債合計	52,985	81,959	79,480
負債合計	138,715	206,688	181,750
純資産の部			
株主資本			
資本金	356,875	356,875	367,475
資本剰余金			
資本準備金	42,000	42,000	52,600
資本剰余金合計	42,000	42,000	52,600
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	106,837	103,845	449,939
利益剰余金合計	106,837	103,845	449,939
株主資本合計	292,037	295,030	29,864
純資産合計	292,037	295,030	29,864
負債純資産合計	430,753	501,718	151,885

2【損益計算書】

(単位:千円)

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
売上高	286,043	334,411	202,610
売上原価	80,661	108,321	153,715
売上総利益	205,382	226,090	48,895
販売費及び一般管理費	1,208,338	1,225,296	1,200,507
営業利益又は営業損失()	2,956	793	151,612
営業外収益			
受取利息	63	47	14
受取配当金	2,493	1,034	1,648
匿名組合投資利益	2,044	-	-
助成金収入	-	1,000	-
違約金収入	1,404	-	-
その他	155	95	69
営業外収益合計	6,161	2,177	1,732
営業外費用			
支払利息	293	1,333	3,135
株式交付費	294	-	-
貸倒引当金繰入額	-	-	2,100
貸倒損失	-	-	1,591
その他	10	3	324
営業外費用合計	598	1,337	7,151
経常利益又は経常損失()	2,606	1,633	157,031
特別利益			
投資有価証券売却益	30,000	-	-
コンテンツ売却益	-	1,500	-
貸倒引当金戻入益	-	149	658
特別利益合計	30,000	1,649	658
特別損失			
固定資産除却損	-	-	3,762
固定資産評価損	-	-	4,087
関係会社株式評価損	-	-	5,250
事業撤退損	-	-	5,156,330
特別損失合計	-	-	189,429
匿名組合損益分配前税引前当期純利益	32,606	3,282	-
匿名組合損益分配額	3,898	-	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	28,708	3,282	345,803
法人税、住民税及び事業税	290	290	291
法人税等合計	290	290	291
当期純利益又は当期純損失()	28,418	2,992	346,094

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
製作品期首たな卸高	1	11,098	10.4	26,370	18.7	32,967	16.1
製作品当期仕入高		37,230	34.8	44,377	31.4	71,210	34.8
諸経費		58,702	54.9	70,540	49.9	100,614	49.1
小計		107,031	100.0	141,288	100.0	204,791	100.0
製作品期末たな卸高	2	26,370		32,967		-	
V 他勘定振替高		-		-		51,076	
製作品当期売上原価		80,661		108,321		153,715	

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1. 諸経費の主な内訳は、次の通り であります。 ソフトウェア償却費 58,702千円	1. 諸経費の主な内訳は、次の通り であります。 ソフトウェア償却費 70,540千円	1. 諸経費の主な内訳は、次の通り であります。 ソフトウェア償却費 74,803千円 2. 他勘定振替高の主な内訳は、次 の通りであります。 事業撤退損 51,076千円

3【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	314,875	356,875	356,875
当期変動額			
新株の発行	42,000	-	10,600
当期変動額合計	42,000	-	10,600
当期末残高	356,875	356,875	367,475
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	264,875	42,000	42,000
当期変動額			
新株の発行	42,000	-	10,600
資本準備金の取崩	264,875	-	-
当期変動額合計	222,875	-	10,600
当期末残高	42,000	42,000	52,600
資本剰余金合計			
前期末残高	264,875	42,000	42,000
当期変動額			
新株の発行	42,000	-	10,600
資本準備金の取崩	264,875	-	-
当期変動額合計	222,875	-	10,600
当期末残高	42,000	42,000	52,600
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	400,131	106,837	103,845
当期変動額			
資本準備金の取崩	264,875	-	-
当期純利益又は当期純損失 ()	28,418	2,992	346,094
当期変動額合計	293,293	2,992	346,094
当期末残高	106,837	103,845	449,939

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	400,131	106,837	103,845
当期変動額			
資本準備金の取崩	264,875	-	-
当期純利益又は当期純損失()	28,418	2,992	346,094
当期変動額合計	293,293	2,992	346,094
当期末残高	106,837	103,845	449,939
株主資本合計			
前期末残高	179,618	292,037	295,030
当期変動額			
新株の発行	84,000	-	21,200
当期純利益又は当期純損失()	28,418	2,992	346,094
当期変動額合計	112,418	2,992	324,894
当期末残高	292,037	295,030	29,864
純資産合計			
前期末残高	179,618	292,037	295,030
当期変動額			
新株の発行	84,000	-	21,200
当期純利益又は当期純損失()	28,418	2,992	346,094
当期変動額合計	112,418	2,992	324,894
当期末残高	292,037	295,030	29,864

【重要な会計方針】

項目	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、匿名組合への出資に係る会計処理は、組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上しております。	(1)関連会社株式 同左 (2)其他有価証券 時価のないもの 同左	(1)関連会社株式 同左 (2)其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 (追加情報) 従来、匿名組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上してはいたしましたが、映像事業からの撤退により、出資持分相当額を投資有価証券に計上しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	製作品 主として個別法に基づく原価法によっております。 なお、映像コンテンツについては、見積回収可能期間に基づき償却しております。	製作品 同左	-
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法によっております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 自社利用ソフトウェア 定額法（見込利用可能期間5年）によっております。 販売用ソフトウェア 見込販売収益に基づく償却方法（但し、残存有効期間に基づく均等配分額を下限とする）によっております。 (3)長期前払費用 定額法によっております。	(1)有形固定資産 定率法によっております。 (2)無形固定資産 自社利用ソフトウェア 同左 販売用ソフトウェア 同左 (3)長期前払費用 同左	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 自社利用ソフトウェア 同左 販売用ソフトウェア 同左 (3)長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左	株式交付費 同左

項目	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
(減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。		

【表示方法の変更】

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
	(損益計算書) 匿名組合投資利益に係る表示方法の変更 前事業年度まで区分掲記しておりました「匿名組合投資利益」は、営業外収益の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「匿名組合投資利益」の金額は10千円であります。	(貸借対照表) 貯蔵品に係る表示方法の変更 前事業年度まで区分掲記しておりました「貯蔵品」は、総資産の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度における「貯蔵品」の金額は10千円であります。

【注記事項】

(損益計算書関係)

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)																																																								
<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は31%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は69%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="183 465 526 712"> <tr><td>役員報酬</td><td>34,975千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>43,654千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,401千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>802千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>18,306千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>29,880千円</td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>21,159千円</td></tr> </table> <p>2. 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 30千円</p>	役員報酬	34,975千円	給与手当	43,654千円	減価償却費	1,401千円	貸倒引当金繰入額	802千円	支払手数料	18,306千円	広告宣伝費	29,880千円	回収代行手数料	21,159千円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は35%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は65%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="616 465 959 712"> <tr><td>役員報酬</td><td>21,900千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>58,874千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,513千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>11,759千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>38,940千円</td></tr> <tr><td>配信費</td><td>12,894千円</td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>19,353千円</td></tr> </table>	役員報酬	21,900千円	給与手当	58,874千円	減価償却費	2,513千円	支払手数料	11,759千円	広告宣伝費	38,940千円	配信費	12,894千円	回収代行手数料	19,353千円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は30%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は70%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1048 465 1391 748"> <tr><td>役員報酬</td><td>27,639千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>49,124千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,240千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>14,324千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>19,778千円</td></tr> <tr><td>配信費</td><td>22,306千円</td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>12,326千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>12,038千円</td></tr> </table> <p>3. 固定資産除却損は、ソフトウェア7,762千円であります。</p> <p>4. 固定資産評価損は、ソフトウェア仮勘定20,087千円であります。</p> <p>5. 事業撤退損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1005 1077 1358 1285"> <tr><td>製作品評価損</td><td>51,076千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>16,573千円</td></tr> <tr><td>信託受益権評価損</td><td>19,275千円</td></tr> <tr><td>長期前払費用除却損</td><td>65,210千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,194千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>156,330千円</td></tr> </table>	役員報酬	27,639千円	給与手当	49,124千円	減価償却費	3,240千円	支払手数料	14,324千円	広告宣伝費	19,778千円	配信費	22,306千円	回収代行手数料	12,326千円	支払報酬	12,038千円	製作品評価損	51,076千円	投資有価証券評価損	16,573千円	信託受益権評価損	19,275千円	長期前払費用除却損	65,210千円	その他	4,194千円	合計	156,330千円
役員報酬	34,975千円																																																									
給与手当	43,654千円																																																									
減価償却費	1,401千円																																																									
貸倒引当金繰入額	802千円																																																									
支払手数料	18,306千円																																																									
広告宣伝費	29,880千円																																																									
回収代行手数料	21,159千円																																																									
役員報酬	21,900千円																																																									
給与手当	58,874千円																																																									
減価償却費	2,513千円																																																									
支払手数料	11,759千円																																																									
広告宣伝費	38,940千円																																																									
配信費	12,894千円																																																									
回収代行手数料	19,353千円																																																									
役員報酬	27,639千円																																																									
給与手当	49,124千円																																																									
減価償却費	3,240千円																																																									
支払手数料	14,324千円																																																									
広告宣伝費	19,778千円																																																									
配信費	22,306千円																																																									
回収代行手数料	12,326千円																																																									
支払報酬	12,038千円																																																									
製作品評価損	51,076千円																																																									
投資有価証券評価損	16,573千円																																																									
信託受益権評価損	19,275千円																																																									
長期前払費用除却損	65,210千円																																																									
その他	4,194千円																																																									
合計	156,330千円																																																									

(株主資本等変動計算書関係)

第4期(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	6,878	380	-	7,258
合計	6,878	380	-	7,258
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加380株は、第三者割当による新株の発行による増加280株、ストック・オプションの行使による増加100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第5期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,258	-	-	7,258
合計	7,258	-	-	7,258
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	7,258	424	-	7,682
合計	7,258	424	-	7,682
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式総数の増加424株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	第4期 （平成19年12月31日）	第5期 （平成20年12月31日）	第6期 （平成21年12月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
(1) 関係会社株式	5,250	5,250	-
(2) その他有価証券 匿名組合出資金	26,462	4,410	12,960

2. 第4期中に売却したその他有価証券（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
60,000	30,000	-

3. 第6期中に減損処理を行った有価証券（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

映像事業から撤退しており、それに伴い有価証券について16,573千円（その他有価証券の匿名組合出資金）の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第4期(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	3名	-	1名
当社監査役	-	-	1名
外部協力者	14名	1名	2名
当社従業員	1名	-	-
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 695株	普通株式 400株	普通株式 99株
付与日	平成16年8月10日	平成16年12月1日	平成17年1月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	当社が日本国内の証券取引所に上場されるまで、または店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できません。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	自平成17年10月1日 至平成26年9月30日	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	1名	-	1名
当社監査役	1名	-	-
外部協力者	3名	2名	-
当社従業員	1名	-	1名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 123株	普通株式 4株	普通株式 58株
付与日	平成17年7月27日	平成17年8月24日	平成18年2月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日

	第7回新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	1名	1名	2名
当社監査役	-	-	-
外部協力者	-	-	-
当社従業員	-	-	7名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 30株	普通株式 100株	普通株式 117株
付与日	平成18年3月27日	平成19年3月27日	平成19年3月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日

	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	3名	1名	1名
当社監査役	-	-	-
外部協力者	-	-	-
当社従業員	-	-	1名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 30株	普通株式 50株	普通株式 130株
付与日	平成19年3月1日	平成19年3月28日	平成19年12月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	自平成20年4月1日 至平成29年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

第4期(平成19年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について

は、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	755	400	99
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	60	-	-
未行使残	695	400	99

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	138	4	58
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	15	-	-
未行使残	123	4	58

	第7回新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	30	100	-
付与	-	-	117
失効	-	-	-
権利確定	30	100	117
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	30	100	117
権利行使	-	100	-
失効	-	-	-
未行使残	30	-	117

	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	30	50	130
失効	-	50	-
権利確定	30	-	-
未確定残	-	-	130
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	30	-	-
権利行使	-	-	-
失効	30	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	55,000	55,000	55,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	65,000	65,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第3回株式報酬型新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	330,000	1	330,000
行使時平均株価(注) (円)	-	300,000	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回株式報酬型新株予約権	第5回株式報酬型新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	330,000
行使時平均株価(注) (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 当社は、ストック・オプションの行使時において株式を上場していないことから、行使時の株価は直近の株式の発行又は異動した際の株価を採用しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末（平成19年12月31日現在）におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

- 千円

6. 当事業年度（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

29,999千円

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	3名	-	1名
当社監査役	-	-	1名
外部協力者	14名	1名	2名
当社従業員	1名	-	-
株式の種類別のストックオプションの数（注）	普通株式 695株	普通株式 400株	普通株式 99株
付与日	平成16年8月10日	平成16年12月1日	平成17年1月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	当社が日本国内の証券取引所に上場されるまで、または店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できません。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	自平成17年10月1日 至平成26年9月30日	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	1名	-	1名
当社監査役	1名	-	-
外部協力者	3名	2名	-
当社従業員	1名	-	1名
株式の種類別のストックオプションの数（注）	普通株式 123株	普通株式 4株	普通株式 58株
付与日	平成17年7月27日	平成17年8月24日	平成18年2月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	1名	2名	1名
当社監査役	-	-	-
外部協力者	-	-	-
当社従業員	-	7名	1名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 30株	普通株式 117株	普通株式 130株
付与日	平成18年3月27日	平成19年3月1日	平成19年12月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日	自平成20年4月1日 至平成29年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

第5期(平成20年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	695	400	99
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	695	400	99

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	123	4	58
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	123	4	58

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	30	117	130
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	30	117	130

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	55,000	55,000	55,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	65,000	65,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	330,000	330,000	330,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末（平成20年12月31日現在）におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

- 千円

6. 当事業年度（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	2名	-	1名
当社監査役	-	-	1名
外部協力者	15名	1名	2名
当社従業員	1名	-	-
株式の種類別のストックオプションの数（注）	普通株式 695株	普通株式 400株	普通株式 99株
付与日	平成16年8月10日	平成16年12月1日	平成17年1月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	当社が日本国内の証券取引所に上場されるまで、または店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できません。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日	自平成17年10月1日 至平成26年9月30日	自平成17年4月1日 至平成26年3月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	1名	-	-
当社監査役	1名	-	-
外部協力者	3名	2名	-
当社従業員	1名	-	1名
株式の種類別のストックオプションの数（注）	普通株式 123株	普通株式 4株	普通株式 18株
付与日	平成17年7月27日	平成17年8月24日	平成18年2月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日	自平成18年4月1日 至平成27年3月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数			
当社取締役	1名	1名	1名
当社監査役	-	-	-
外部協力者	-	-	-
当社従業員	-	3名	1名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 30株	普通株式 77株	普通株式 130株
付与日	平成18年3月27日	平成19年3月1日	平成19年12月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員並びに外部協力者の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日	自平成19年4月1日 至平成28年3月31日	自平成20年4月1日 至平成29年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

第6期(平成21年12月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	695	400	99
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	400	-
未行使残	695	-	99

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	123	4	58
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	40
未行使残	123	4	18

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	30	117	130
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	30	40	-
未行使残	-	77	130

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	55,000	55,000	55,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	65,000	65,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	330,000	330,000	330,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は時価純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末（平成21年12月31日現在）におけるストック・オプションの本源的価値の合計額

- 千円

6. 当事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

第4期 (平成19年12月31日)	第5期 (平成20年12月31日)	第6期 (平成21年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
104,977	103,610	160,704
たな卸資産評価損	たな卸資産評価損	たな卸資産評価損
13,732	15,117	13,734
減価償却費	減価償却費	減価償却費
14,983	16,948	24,858
出資金評価損	出資金評価損	固定資産評価損
4,520	4,306	11,334
開発負担金	開発負担金	未払金
9,359	5,606	2,645
その他	その他	投資有価証券評価損
472	422	4,264
小計	小計	開発負担金
148,045	146,011	5,584
評価性引当額	評価性引当額	関係会社株式評価損
148,045	146,011	2,136
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計	事業撤退損
-	-	59,759
		その他
		1,058
		小計
		286,081
		評価性引当額
		286,081
		繰延税金資産合計
		-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との間に重要な差異があるとき の、当該差異の原因となった主要な項目別の 内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との間に重要な差異があるとき の、当該差異の原因となった主要な項目別の 内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との間に重要な差異があるとき の、当該差異の原因となった主要な項目別の 内訳
(%)	(%)	
法定実効税率	法定実効税率	税引前当期純損失が計上されているため、記載 していません。
40.70	40.70	
(調整)	(調整)	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	交際費等永久に損金に算入され ない項目	
1.78	21.26	
住民税均等割	住民税均等割	
1.01	8.83	
評価性引当額	評価性引当額	
42.62	61.94	
その他	その他	
0.14	0.02	
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	
1.01	8.83	

(持分法損益等)

第4期(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載していません。

第5期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載していません。

第6期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載していません。

【関連当事者情報】

第4期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

重要性が乏しいため、記載しておりません。

第5期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

1. 関連会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	ゲームドゥ (有)	札幌市 豊平区	10,000	ソフトウェア 制作	(所有) 直接 46.87	兼任 1人	開発委 託会社	ソフトウ ェア開発 運営委託	16,793	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. ゲームドゥ(有)に対するソフトウェア開発委託は、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	藪考樹	-	-	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接61.39	-	-	当社銀行 借入に対 する債務 被保証	124,996	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、金融機関からの借入に対して、当社代表取締役藪考樹より個人保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

第6期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象の変更はありません。

関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	ゲームドゥ (有)	札幌市 豊平区	10,000	ソフトウェア 制作	(所有) 直接 46.87	開発委託 役員の兼任	ソフトウ ェア開発運営 委託	12,729	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. ゲームドゥ(有)に対するソフトウェア開発委託は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藪考樹	-	-	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接63.23	-	当社銀行 借入に対 する債務 被保証	124,154	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は、金融機関からの借入に対して、当社代表取締役藪考樹より個人保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり 純資産額 40,236.62円	1株当たり 純資産額 40,648.94円	1株当たり 純資産額 3,887.60円
1株当たり 当期純利益金額 4,003.20円	1株当たり 当期純利益金額 412.32円	1株当たり 当期純損失金額 46,084.50円 ()
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当期純損失を計上しており、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	第5期 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	第6期 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
当期純利益又は当期純損失() (千円)	28,418	2,992	346,094
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (千円)	28,418	2,992	346,094
期中平均株式数(株)	7,099	7,258	7,510
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類(新株予約権の数1,656個)。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権9種類(新株予約権の数1,656個)。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権7種類(新株予約権の数1,146個)。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

第4期 （自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）	第5期 （自平成20年1月1日 至平成20年12月31日）	第6期 （自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）																
		<p>平成21年12月25日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会、平成22年2月17日開催の当社取締役会において、第三者割当増資による新株式発行に関し、以下の通り決議し、平成22年2月26日に払い込み完了いたしました。</p> <table border="1" data-bbox="995 465 1406 981"> <tr> <td data-bbox="995 465 1177 539">(1)発行する株式の種類及び数</td> <td data-bbox="1177 465 1406 539">普通株式 1,100株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 539 1177 577">(2)発行価格</td> <td data-bbox="1177 539 1406 577">1株につき 50千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 577 1177 651">(3)発行価格の総額</td> <td data-bbox="1177 577 1406 651">55,000千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 651 1177 689">(4)資本組入額</td> <td data-bbox="1177 651 1406 689">1株につき 25千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 689 1177 763">(5)募集又は割当の方法</td> <td data-bbox="1177 689 1406 763">第三者割当の方法による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 763 1177 837">(6)申込期間</td> <td data-bbox="1177 763 1406 837">平成21年12月28日～平成22年2月16日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 837 1177 875">(7)払込期日</td> <td data-bbox="1177 837 1406 875">平成22年2月26日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 875 1177 981">(8)資金使途</td> <td data-bbox="1177 875 1406 981">ソーシャルゲームサービスの準備、運転資金</td> </tr> </table>	(1)発行する株式の種類及び数	普通株式 1,100株	(2)発行価格	1株につき 50千円	(3)発行価格の総額	55,000千円	(4)資本組入額	1株につき 25千円	(5)募集又は割当の方法	第三者割当の方法による	(6)申込期間	平成21年12月28日～平成22年2月16日	(7)払込期日	平成22年2月26日	(8)資金使途	ソーシャルゲームサービスの準備、運転資金
(1)発行する株式の種類及び数	普通株式 1,100株																	
(2)発行価格	1株につき 50千円																	
(3)発行価格の総額	55,000千円																	
(4)資本組入額	1株につき 25千円																	
(5)募集又は割当の方法	第三者割当の方法による																	
(6)申込期間	平成21年12月28日～平成22年2月16日																	
(7)払込期日	平成22年2月26日																	
(8)資金使途	ソーシャルゲームサービスの準備、運転資金																	

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年4月26日	藤井 雅俊	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役)	藪 考樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	118	6,490,000 (55,000) (注4)	所有者の資金需要による
平成22年4月26日	DSC-3号投資事業組合 ネオステラ・キャピタル株式会社 代表取締役社長 神埜 裕之	東京都中央区日本橋一丁目12番8号	-	藪 考樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	85	850,000 (10,000) (注5)	所有者の事情による
平成22年8月9日	藪 考樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	佐藤 崇	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社の取締役)	220	12,100,000 (55,000) (注6)	経営責任の明確化のため
平成22年10月22日	ティ・エイチ・シー・フェニックス・ジャパン投資事業有限責任組合 MUハンズオンキャピタル株式会社 取締役社長 海川 和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	-	株式会社ビットアイル 代表取締役社長 寺田航平	東京都港区東新橋一丁目9番2号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	75	8,250,000 (110,000) (注7)	譲受者と当社の関係強化のため
平成22年10月22日	ティ・エイチ・シー・フェニックス・ジャパン投資事業有限責任組合 MUハンズオンキャピタル株式会社 取締役社長 海川 和裕	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	-	海老根 智仁	神奈川県逗子市	特別利害関係者等(当社の取締役)	25	2,750,000 (110,000) (注7)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年10月22日	川端 基夫	東京都世田谷区	-	藪 考樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役取締役)	54	2,970,000 (55,000) (注8)	所有者の資金需要による
平成22年11月25日	みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	-	海老根 智仁	神奈川県逗子市	特別利害関係者等(当社の取締役)	30	1,650,000 (55,000) (注8)	所有者の事情による
平成22年11月25日	加納 茂	東京都立川市	-	海老根 智仁	神奈川県逗子市	特別利害関係者等(当社の取締役)	70	3,850,000 (55,000) (注8)	所有者の資金需要による
平成24年1月25日	ハクバ写真産業株式会社代表取締役社長 南 英幸	東京都墨田区亀沢一丁目3番7号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	南 英幸	千葉県市川市	-	200	50,000,000 (250,000) (注9)	所有者の事情による
平成24年3月7日	-	-	-	藪 考樹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)	500	27,500,000 (55,000) (注10)	新株予約権の行使
平成24年3月7日	-	-	-	清田 卓生	神奈川県藤沢市	特別利害関係者等(当社の取締役)	400	22,000,000 (55,000) (注10)	新株予約権の行使
平成24年3月7日	-	-	-	石井 武	神奈川県川崎市幸区	特別利害関係者等(当社の取締役)	70	4,550,000 (65,000) (注10)	新株予約権の行使
平成24年3月7日	-	-	-	前川 昌之	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者等(当社の監査役)	40	2,200,000 (55,000) (注10)	新株予約権の行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成24年 3月7日	-	-	-	三村 昌裕	東京都港区	特別利害関係者等（当社の監査役）	35	2,275,000 (65,000) (注10)	新株予約権の行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成22年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとしてされております。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合はこの限りでないとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、平成22年2月に当社が実施した第三者割当増資の価格を参考に、当事者間で協議の上決定
5. 移動価格は、当事者間で協議の上決定
6. 移動価格は、平成22年10月に当社が実施した第三者割当増資の価格を参考に、当事者間で協議の上決定
7. 移動価格は、当事者間で協議の上決定
8. 移動価格は、平成23年10月に当社が実施した第三者割当増資の価格を参考に、当事者間で協議の上決定
9. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
10. 平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて1株を500株にする株式分割を行っております。上記株数は分割前の株数であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)	株式(4)
発行年月日	平成22年2月26日	平成22年5月31日	平成22年6月30日	平成22年10月15日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	1,100株	1,036株	220株	644株
発行価格	50,000円(注4)	55,000円(注4)	55,000円(注4)	110,000円(注4)
資本組入額	25,000円	27,500円	27,500円	55,000円
発行価額の総額	55,000,000円	56,980,000円	12,100,000円	70,840,000円
資本組入額の総額	27,500,000円	28,490,000円	6,050,000円	35,420,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	-	-	-	-

項目	株式(5)
発行年月日	平成23年9月30日
種類	普通株式
発行数	200株
発行価格	250,000円(注4)
資本組入額	125,000円
発行価額の総額	50,000,000円
資本組入額の総額	25,000,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注2)

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)	新株予約権(4)
発行年月日	平成22年8月31日	平成22年8月31日	平成23年5月31日	平成23年5月31日
種類	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行数	普通株式900株	普通株式15株	普通株式75株	普通株式10株
発行価格	55,000円(注5)	55,000円(注5)	55,000円(注5)	55,000円(注5)
資本組入額	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円
発行価額の総額	49,500,000円	825,000円	4,125,000円	550,000円
資本組入額の総額	24,750,000円	412,500円	2,062,500円	275,000円
発行方法	平成22年6月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成22年6月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成22年6月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成22年6月4日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	(注3)	(注3)

項目	新株予約権(5)	新株予約権(6)	新株予約権(7)
発行年月日	平成23年 8 月31日	平成24年 4 月30日	平成24年 4 月30日
種類	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行数	普通株式326株	普通株式5,000株	普通株式41,000株
発行価格	110,000円（注6）	800円（注7）	800円（注7）
資本組入額	55,000 円	400 円	400 円
発行価額の総額	35,860,000 円	4,000,000 円	32,800,000 円
資本組入額の総額	17,930,000 円	2,000,000 円	16,400,000 円
発行方法	平成23年 3 月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成24年 4 月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成24年 4 月11日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注3）	（注3）	（注3）

（注）1．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成23年12月31日であります。
- 2．同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 3．同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 4．1株当たりの純資産を参考に第三者算定機関により算定された価格であります。
 - 5．発行価格は、平成22年6月に当社が実施した第三者割当増資の価格を参考に決定した価格であります。
 - 6．発行価格は、平成22年10月に当社が実施した第三者割当増資の価格を参考に決定した価格であります。
 - 7．発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法を参考に第三者算定機関により算定された価格であります。平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて1株を500株にする株式分割を行っております。発行価格は株式分割後の価格であります。
 - 8．新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	55,000円	55,000円	55,000円
行使請求期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	自 平成24年8月31日 至 平成28年6月30日	自 平成25年6月1日 至 平成28年6月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
行使時の払込金額	55,000円	110,000円	800円
行使請求期間	自 平成25年6月1日 至 平成28年6月30日	自 平成25年9月1日 至 平成29年12月31日	自 平成26年5月1日 至 平成30年12月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

	新株予約権(7)
行使時の払込金額	800円
行使請求期間	自 平成26年5月1日 至 平成30年12月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ハクバ写真産業株式会社 代表取締役 南 英幸 資本金 50百万円	東京都墨田区亀沢 一丁目3番7号	印刷業	600	30,000,000(50,000)	取引先 特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)
頼定 誠	東京都世田谷区	会社役員	400	20,000,000(50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
妹尾 勲	東京都港区	会社役員	100	5,000,000(50,000)	外部協力者

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ビットアイ 代表取締役社長 寺田 航平 資本金 2,745百万円	東京都品川区東品川 二丁目5番5号	レンタルサーバー業	300	16,500,000(55,000)	取引先 特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)
株式会社アドウェイズ 代表取締役社長 岡村 陽久 資本金 1,478百万円	東京都新宿区西新宿 六丁目8番1号	広告業	200	11,000,000(55,000)	取引先
越野 嘉之	奈良県奈良市	会社役員	100	5,500,000(55,000)	外部協力者
高森 浩一	京都府向日市	会社役員	100	5,500,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
前川 昌之	神奈川県横浜市港北区	会社役員	100	5,500,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
吉田 安寛	東京都目黒区	会社員	100	5,500,000(55,000)	当社の従業員
海老根 智仁	神奈川県逗子市	会社役員	72	3,960,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
齋藤 啓司	埼玉県さいたま市南区	会社員	23	1,265,000(55,000)	当社の従業員
伊藤 亮太	東京都文京区	会社員	10	550,000(55,000)	当社の従業員
三ツ井 聡美	東京都墨田区	会社員	10	550,000(55,000)	当社の従業員
出来 千加子	東京都練馬区	会社員	8	440,000(55,000)	当社の従業員
宮木 和史	東京都文京区	会社員	5	275,000(55,000)	外部協力者
石橋 武文	神奈川県横浜市港北区	会社員	3	165,000(55,000)	当社の従業員
戸川 仁志	神奈川県横浜市港北区	会社員	3	165,000(55,000)	当社の従業員
尾登 あゆみ	神奈川県相模原市南区	会社員	2	110,000(55,000)	当社の従業員

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
藪 考樹	東京都港区	会社役員	220	12,100,000(55,000)	特別利害関係者等(当社の代表取締役)

株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 向原 通隆	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	投資業	300	33,000,000(110,000)	-
海老根 智仁	神奈川県逗子市	会社役員	135	14,850,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
谷本 勲	東京都世田谷区	会社役員	84	9,240,000(110,000)	外部協力者
株式会社ビットアイル 代表取締役 寺田 航平 資本金 2,745百万円	東京都品川区東品川二丁目5番5号	レンタルサーバー業	75	8,250,000(110,000)	取引先 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)
稲田 淳	東京都港区	会社員	20	2,200,000(110,000)	当社の従業員
瓜生 健太郎	東京都文京区	弁護士	10	1,100,000(110,000)	外部協力者
河西 千佳	東京都東村山市	会社員	5	550,000(110,000)	当社の従業員
内藤 篤	東京都港区	弁護士	5	550,000(110,000)	外部協力者
吉田 雅年	東京都大田区	会社役員	5	550,000(110,000)	外部協力者
和智 信治	東京都港区	会社役員	5	550,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)

株式(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社アサソーディ・ケイ 代表取締役社長 清水 與二 資本金 37,581百万円	東京都中央区築地一丁目13番1号	広告代理店業	100	25,000,000(250,000)	取引先
株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一 資本金 35,848百万円	東京都港区赤坂五丁目3番1号	広告代理店業	100	25,000,000(250,000)	取引先

新株予約権(1)平成22年6月4日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
藪 考樹	東京都港区	会社役員	500	27,500,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
清田 卓生	神奈川県藤沢市	会社役員	400	22,000,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

新株予約権(2)平成22年6月4日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石井 武	神奈川県川崎市幸区	会社役員	5	275,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉田 安寛	東京都目黒区	会社員	5	275,000(55,000)	当社の従業員
出来 千加子	東京都練馬区	会社員	3	165,000(55,000)	当社の従業員
楠木 篤	高知県高知市	会社員	2	110,000(55,000)	外部協力者

新株予約権(3)平成22年6月4日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
頼定 誠	東京都世田谷区	会社役員	30	1,650,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐藤 崇	東京都中央区	会社役員	25	1,375,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
和智 信治	東京都港区	会社役員	20	1,100,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

新株予約権(4)平成22年6月4日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高瀬 明	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	5	275,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
高森 浩一	京都府向日市	会社役員	5	275,000(55,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

新株予約権(5)平成23年3月25日開催の定時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
和智 信治	東京都港区	会社役員	100	11,000,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
藪 考樹	東京都港区	会社役員	30	3,300,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の代表取締役取締役)
石井 武	神奈川県川崎市幸区	会社役員	30	3,300,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
清田 卓生	神奈川県藤沢市	会社役員	30	3,300,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
石橋 武文	神奈川県横浜市港北区	会社員	20	2,200,000(110,000)	当社の従業員
吉田 安寛	東京都目黒区	会社員	20	2,200,000(110,000)	当社の従業員
稲田 淳	東京都港区	会社員	10	1,100,000(110,000)	当社の従業員
大浅 優	東京都中央区	会社員	10	1,100,000(110,000)	当社の従業員
齋藤 啓司	埼玉県さいたま市南区	会社員	10	1,100,000(110,000)	当社の従業員
芝野 登志也	神奈川県相模原市南区	会社員	10	1,100,000(110,000)	当社の従業員
出来 千加子	東京都練馬区	会社員	10	1,100,000(110,000)	当社の従業員
戸川 仁志	東京都墨田区	会社員	10	1,100,000(110,000)	当社の従業員
伊藤 亮太	東京都文京区	会社員	5	550,000(110,000)	当社の従業員
北田 幸弘	神奈川県横浜市都筑区	会社員	5	550,000(110,000)	当社の従業員
佐藤 崇	東京都中央区	会社役員	5	550,000(110,000)	特別利害関係者等(当社の取締役)
三善 康次	神奈川県川崎市中原区	会社員	5	550,000(110,000)	当社の従業員
尾登 あゆみ	神奈川県相模原市南区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
河西 千佳	東京都東村山市	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
樺澤 昌弘	埼玉県草加市	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
小久保 雅弘	東京都台東区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
小林 浩治	千葉県成田市	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
戸田 敦	神奈川県横浜市南区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
藤井 秀和	東京都新宿区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
堀川 功司	東京都新宿区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
馬淵 善寛	東京都練馬区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
三ツ井 聡美	東京都墨田区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
持館 政敬	神奈川県川崎市幸区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
山口 功介	東京都練馬区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
李 アテイ	神奈川県横浜市港北区	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員
渡邊 峰至	埼玉県ふじみ野市	会社員	1	110,000(110,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成24年2月15日開催の取締役会決議によって、平成24年3月8日付にて1株を500株にする株式分割を行っております。記載の株数及び単価は、分割前の数字であります。

新株予約権(6)平成24年4月11日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
内田 康史	京都府京都市北区	会社員	5,000	4,000,000(800)	外部協力者

新株予約権(7)平成24年4月11日開催の臨時株主総会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
伊藤 亮太	東京都文京区	会社員	5,000	4,000,000(800)	当社の従業員
稲田 淳	東京都港区	会社員	5,000	4,000,000(800)	当社の従業員
芝野 登志也	神奈川県相模原市南区	会社員	5,000	4,000,000(800)	当社の従業員
戸川 仁志	東京都墨田区	会社員	5,000	4,000,000(800)	当社の従業員
石橋 武文	神奈川県横浜市港北区	会社員	2,500	2,000,000(800)	当社の従業員
板谷 俊昭	東京都世田谷区	会社員	2,500	2,000,000(800)	当社の従業員
齋藤 啓司	埼玉県さいたま市南区	会社員	2,500	2,000,000(800)	当社の従業員
北田 幸弘	神奈川県横浜市都筑区	会社員	1,500	1,200,000(800)	当社の従業員
三ツ井 聡美	東京都墨田区	会社員	1,500	1,200,000(800)	当社の従業員
河西 千佳	東京都東村山市	会社員	1,000	800,000(800)	当社の従業員
小久保 雅弘	東京都台東区	会社員	1,000	800,000(800)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
出来 千加子	東京都練馬区	会社員	1,000	800,000(800)	当社の従業員
持舘 政敬	神奈川県川崎市幸区	会社員	1,000	800,000(800)	当社の従業員
平山 紀雄	千葉県浦安市	会社員	1,000	800,000(800)	当社の従業員
石塚 裕規	東京都豊島区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
大浅 優	東京都中央区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
尾登 あゆみ	神奈川県相模原市南区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
片岡 祐一郎	東京都練馬区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
窪田 哲也	埼玉県川越市	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
佐々木 寿治	東京都足立区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
篠崎 雅子	神奈川県横浜市緑区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
篠田 研治	東京都北区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
戸田 敦	神奈川県横浜市南区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
吉田 安寛	東京都目黒区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員
渡部 裕太	東京都練馬区	会社員	500	400,000(800)	当社の従業員

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
藪 考樹(注1)(注3)	東京都港区	2,822,000 (15,000)	44.31 (0.24)
住友商事株式会社(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	250,000	3.93
株式会社ビットアイル(注3)	東京都品川区東品川二丁目5番5号	225,000	3.53
清田 卓生(注3)(注4)	神奈川県藤沢市	215,000 (15,000)	3.38 (0.24)
頼定 誠(注3)(注4)	東京都世田谷区	215,000 (15,000)	3.38 (0.24)
ハクバ写真産業株式会社(注3)	東京都墨田区亀沢一丁目3番7号	200,000	3.14
海老根 智仁(注3)(注4)	神奈川県逗子市	166,000	2.61
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社(注3)	東京都中央区日本橋一丁目7番17号 三菱UFJキャピタル株式会社	150,000	2.36
佐藤 崇(注3)(注4)	東京都中央区	125,000 (15,000)	1.96 (0.24)
高森 浩一(注3)(注5)	京都府向日市	107,000 (2,500)	1.68 (0.04)
内田 康史	京都府京都市北区	105,000 (5,000)	1.65 (0.08)
株式会社アドウェイズ	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	100,000	1.57
岡本 美香	大阪府豊中市	100,000	1.57
孫 泰蔵	東京都港区	100,000	1.57
南 英幸	千葉県市川市	100,000	1.57
和智 信治(注4)	東京都港区	97,500 (60,000)	1.53 (0.94)
藤井 雅俊	東京都世田谷区	86,000 (45,000)	1.35 (0.71)
石井 武(注4)	神奈川県川崎市幸区	84,000 (17,500)	1.32 (0.27)
前川 昌之(注5)	神奈川県横浜市港北区	70,000	1.10
吉田 安寛(注6)	東京都目黒区	63,000 (13,000)	0.99 (0.20)
高森 武子	京都府向日市	54,500	0.86
株式会社葵プロモーション	東京都品川区大崎一丁目5番1号	50,000	0.79

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社アサツー ディ・ケイ	東京都中央区築地一丁目13番1号	50,000	0.79
株式会社博報堂	東京都港区赤坂五丁目3番1号	50,000	0.79
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	50,000	0.79
コンテンツ・ファーム・コントリビューション投資事業有限責任組合 株式会社ザイタス・パートナーズ	東京都品川区西五反田七丁目22番17号	50,000	0.79
妹尾 勲	東京都港区	50,000	0.79
越野 嘉之	奈良県奈良市	50,000	0.79
岡本 吉起	東京都目黒区	45,000 (45,000)	0.71 (0.71)
谷本 勲	東京都世田谷区	42,000	0.66
三善 康次(注6)	神奈川県川崎市中原区	37,500 (22,500)	0.59 (0.35)
寺田 保信	東京都世田谷区	35,000	0.55
水口 哲也	東京都世田谷区	32,000	0.50
有限会社イーアイエフ(注2)	神奈川県川崎市中原区今井仲町367番地	30,000	0.47
内海 州史	東京都渋谷区	25,000	0.39
数馬 幹彦	神奈川県川崎市宮前区	25,000	0.39
出来 千加子(注6)	東京都練馬区	20,500 (16,500)	0.32 (0.26)
稲田 淳(注6)	東京都港区	20,000 (10,000)	0.31 (0.16)
ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	19,500	0.31
齋藤 啓司(注6)	埼玉県さいたま市南区	19,000 (7,500)	0.30 (0.12)
三村 昌裕(注5)	東京都港区	17,500	0.27
鈴木 寿一郎	神奈川県川崎市高津区	15,000	0.24
原田 一進(注6)	東京都町田市	15,000 (15,000)	0.24 (0.24)
石橋 武文(注6)	神奈川県横浜市港北区	14,000 (12,500)	0.22 (0.20)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
木原 海俊	東京都北区	12,500	0.20
後藤 幸一	東京都千代田区	12,500	0.20
伊藤 亮太(注6)	東京都文京区	12,500 (7,500)	0.20 (0.12)
ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1 号	11,500	0.18
戸川 仁志(注6)	東京都墨田区	11,500 (10,000)	0.18 (0.16)
ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1 号	11,000	0.17
その他41名		100,500 (47,000)	1.58 (0.74)
合計	-	6,369,000 (396,500)	100.00(6.23)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等(当社取締役)

5. 特別利害関係者等(当社監査役)

6. 当社従業員

7. ()内は、新株予約権による潜在株式数であり、内数であります。

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

株式会社モブキャスト
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 齊藤 浩司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加賀美 弘明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モブキャストの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャストの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月14日

株式会社モブキャスト
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 齊藤 浩司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加賀美 弘明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モブキャストの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャストの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成24年3月8日付で、株式の分割（普通株式1株を500株に分割）及び100株を1単位とする単元株制度を導入している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月14日

株式会社モブキャスト
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 齊藤 浩司
業務執行社員指定社員 公認会計士 加賀美 弘明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モブキャストの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モブキャストの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。